

令和6年 3月 5日（火曜日）

○議事日程（第1号）

令和6年3月5日（火）午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問（別紙のとおり）
- 日程第 6 同意第 1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 7 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 8 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて（東庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度東庄町一般会計補正予算（第6号））
- 日程第10 議案第 9号 東庄町空家等の適正管理に関する条例を制定することについて
- 日程第11 議案第10号 東庄町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例を制定することについて
- 日程第12 議案第11号 東庄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第13 議案第12号 東庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第14 議案第13号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第15 議案第14号 町税条例及び東庄町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第16 議案第15号 東庄町介護保険条例の一部を改正する条例を制定することについて

- 日程第17 議案第16号 令和5年度東庄町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第18 議案第17号 令和5年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第19 議案第18号 令和5年度東庄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第1号 令和6年度東庄町一般会計予算
- 日程第21 議案第2号 令和6年度東庄町国民健康保険特別会計予算
- 日程第22 議案第3号 令和6年度東庄町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第23 議案第4号 令和6年度東庄町食肉センター特別会計予算
- 日程第24 議案第5号 令和6年度東庄町訪問看護ステーション特別会計予算
- 日程第25 議案第6号 令和6年度東庄町介護保険特別会計予算
- 日程第26 議案第7号 令和6年度東庄町水道事業会計予算
- 日程第27 議案第8号 令和6年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計予算
- 日程第28 請願第1号 「「健康保険証を残してください」保険証存続を求める意見書」採択に関する請願

日程第29 休会の件

○本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

○出席議員（14名）

- 1番 海 宝 和 宏 君
- 2番 渡 邊 幸 江 君
- 3番 前 田 君 江 君
- 4番 岩 井 弘 晃 君
- 5番 越 川 良 男 君
- 6番 柳 堀 忠 君
- 7番 桜 井 莊 一 君
- 8番 宮 澤 健 君
- 9番 大 網 正 敏 君
- 10番 佐久間 義 房 君
- 11番 高 木 武 男 君

- 1 2 番 鈴 木 正 昭 君
1 3 番 山 崎 ひろみ 君
1 4 番 板 寺 正 範 君

○欠席議員

な し

○出席説明員（14名）

町 長 岩 田 利 雄 君
副 町 長 向 後 喜一朗 君
監 査 委 員 平 山 茂 君
総 務 課 長 堀 江 弘 之 君
企画財政担当課長 加 瀬 博 子 君
町 民 課 長 香 取 康 成 君
まちづくり課長 鈴 木 秀 樹 君
健 康 福 祉 課 長 布 施 光 規 君
会 計 管 理 者 堀 江 香 澄 君
病 院 事 務 長 渡 辺 佳 則 君
農業委員会事務局長
（農政担当課長） 前 田 泰 孝 君
教 育 長 石 橋 宏 克 君
教 育 課 長 宇ノ澤 修 君
生涯学習担当課長 郡 伸 明 君

○出席事務局員（3名）

事 務 局 長 伊 藤 雅 晃
次 長 向 後 順 子
主 査 高 橋 大 助

(午前10時00分 開会)

議長（板寺正範君）

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、令和6年3月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に先立ち、去る1月1日に発生した石川県能登半島地震により被災されました全ての皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、地震により貴い命を亡くされた方々のご冥福を祈り、1分間の黙祷をささげたいと思います。全員ご起立ください。黙祷。

(黙祷)

議長（板寺正範君）

黙祷を終わります。ご着席ください。

会議を再開します。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、10番 佐久間義房君、3番 前田君江君、兩名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から3月15日までの11日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

従って、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、佐久間義房君。

10番（佐久間義房君）

おはようございます。令和6年3月定例会の運営についてご報告いたします。

今期定例会の運営につきましては、去る2月27日、議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定並びに付託委員会などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、町長提案22件、請願1件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から15日までの11日間とすることに合意を見ております。

審議予定は、第1日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告

の後、一般質問は3人の議員から通告がありましたので、これを行います。次に、同意第1号、諮問第1号を順次上程し、採決を行います。続いて、承認第1号、承認第2号及び議案第9号から議案第11号を順次上程し、質疑・採決を行って、延会といたします。

第2日目の6日は、議案第12号から議案第18号までを順次上程し、質疑・採決を行います。次に、議案第1号から議案第8号までの令和6年度各会計予算を上程し、提案理由の説明、内容説明を行い、お手元の委員会付託表に記載のとおり予算決算常任委員会に詳細な審査を付託することになります。続いて、請願1件を上程し、請願紹介議員から趣旨説明を求め、諸般の常任委員会に付託して、休会の件を諮り、散会とします。

第3日目の7日から14日までは休会としまして、この間、7日、11日、12日には予算決算常任委員会を開催し、12日の予算決算常任委員会閉会後に文教福祉常任委員会を開催することに合意を見ております。なお、委員会開催の詳細は審議予定表によりご了承願います。

最終日の15日は、時間を午後2時30分に繰り下げて本会議を開きまして、議案第1号から議案第8号までの予算決算常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行い、続いて、請願第1号の文教福祉常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行い、閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、行政執行上の報告及び組合議会等の報告を予定しております。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたしまして、以上で、議会運営委員会において決定いたしました事項の報告を終わります。

議長（板寺正範君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から3月15日までの11日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、会期は本日から3月15日までの11日間とすることに決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の委任による専決処分事項について、町長から2件の報告がありました。内容については、配布の印刷物のとおりですが、その経緯等について説明願います。

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、専決処分の内容について説明いたします。お配りしてございます専決処分の報告についてをご覧ください。

損害賠償の額の決定及び和解及び請負契約の変更の2件について、地方自治法第180条第1項の規定により、町長が専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

2ページの専決処分書をご覧ください。

1件目の損害賠償の額の決定及び和解について。事案の概要でございますが、令和5年12月3日、東庄町小南地先の町道4150号線を損害賠償及び和解の相手方が自動車で行く中、既設道路側溝のふたが跳ね上がり、車両を損傷するという事故が発生いたしました。道路側溝のふたについては直ちに修繕を行い、現在、通行に支障がないようになっております。

町といたしましては、道路管理に瑕疵があったものと認め、3ページの和解条項の内容で令和5年12月28日に専決処分いたしました。

今後、こうした事案がないよう、適正なる町道の維持管理に努めてまいる所存でございます。

続きまして、4ページの専決処分書をご覧ください。

2件目の請負契約の変更の事案の概要でございますが、令和5年9月、東庄町議会定例会で議決いただきました宮野台運動公園野球場照明器具交換工事につきまして、現地精査の結果、追加工事が必要となり、変更契約をしたものでございます。

追加工事の内容は、道路養生、敷鉄板下碎石敷き、避雷針アース棒の追加でございます。

変更後の契約金額は5,490万8,700円で、87万7,800円の増となります。契約の変更額が指定の範囲内であるため、令和6年1月11日に専決処分いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（板寺正範君）

専決処分事項の経緯説明が終わりましたので、引き続き、議長より議会の会務報告を行います。

12月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありました。

次に、請願・陳情の処理経過及び結果の報告について、町長より報告がありました。配布の印刷物のとおりです。ご了承願います。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4、行政報告を行います。

町長及び教育長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

おはようございます。それでは、令和5年12月1日から令和6年2月25日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

最初に、総務課の関係でございますが、交通安全関係で、12月10日から12月19日までの10日間、冬の交通安全運動を実施いたしました。町内巡回広報の他、登校指導、街頭キャンペーン、夜間街頭監視などを実施し、交通安全の啓発をいたしました。

次に、2ページの中段、企画関係でございますけれども、12月定例会で議決をいただきました旧神代小学校プールの無償貸付契約を1月18日に締結をいたしました。

続いて、3ページ目からの町民課の関係でございますが、賦課徴収関係で、令和5年度町県民税等の新規・更生分納税通知書を記載のとおり発送しております。

また、滞納処分といたしまして、預金等の財産差し押さえや12月に臨時戸別徴収を実施しております。今後も税財源の確保のため、徴収率の向上に努めてまいります。

次に、5ページ上段、個人番号カードの関係でございますが、現在も休日交付など、積極的に申請補助を行っておりますが、個人番号カードの交付数は、累計で1万200件となっております。町民の皆様の利便性向上を図るため、引き続き、交付申請の補助に取り組んでまいります。

続いて、7ページ目からの健康福祉課の関係でございますけれども、福祉関係で、中段に記載のとおり、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の追加給付として1,223件、8,561万円を給付しております。

次に、8ページ目の下段からの衛生関係でございますが、9ページにかけまして記載のとおり、各種予防接種事業、母子保健対策事業を実施しております。

9ページ目、上段に記載のコロナワクチン接種事業につきましては、期間中、1,611名の方々が7回目の接種を受けております。なお、コロナワクチン接種は3月末をもって予防接種法上の特例臨時接種から定期接種に移行いたします。今後も国の動向に注視しながら、町としての取組を進めてまいります。

次に、9ページ下段に記載の子どもの医療費、高校生医療費対策事業では、12月から2月支払い分の件数及び支給金額を記載しております。子育て世帯の負担軽減につながっているものと考えております。

次に、10ページ中段からの介護保険関係では、介護認定の状況や各種介護サービス等の利用状況を、11ページ中段には地域包括支援センター、訪問看護ステーション、デイサービスセンターの活動、利用状況を記載しております。引き続き、介護予防を重視した施策の充実に努めてまいります。

続いて、11ページ目、下段からのまちづくり課の関係でございますが、建設関係で、12ページにかけまして、記載のとおり舗装補修工事等15件の工事と測量業務委託等9件の委託業務を発注しております。

13ページ目、上段に記載の原材料購入の町道補修材につきましては、11月から町内でグレーチング等の盗難が多発しておりまして、その復旧のために購入したのものとなっております。

次に、13ページ目、中段からの農林水産関係でございますが、記載のとおり、農業経営改善計画認定や農業経営基盤強化促進事業などを行い、農業経営者の離農の防止や経費負担等の軽減に努めております。

14ページ目、中段の契約関係では、農道舗装改修工事等2件の工事を発注いた

しました。

次に、15ページ目、上段の水道関係でございますが、その契約関係ですが、重要配水管更新工事等、2件の工事を発注いたしました。

最後に、16ページ目、中段からの東庄病院の関係でございますが、診療状況につきましては、入院患者数が一日当たり平均で約52名、外来患者数が一日当たり平均で約101名となっております。

以上で行政報告を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

教育長、石橋宏克君。

教育長（石橋宏克君）

おはようございます。それでは、教育委員会行政報告をさせていただきます。

初めに、教育委員会関係でございます。12月から2月にかけて定例教育委員会を3回、実施しました。

続いて、学校教育関係です。会議としましては、お手元の資料のとおり教育支援委員会を初め、様々な委員会や協議会を実施しました。

次に、契約関係です。東庄中学校屋内運動場放送設備更新工事他2件の契約を行いました。詳細はお手元の資料のとおりでございます。

続いて、指定寄附関係でございます。東洋合成工業株式会社様から東庄中学校卒業生記念品としまして、図書カード105枚、21万円相当分の寄附をいただいております。

次に、生涯学習関係に移ります。初めに生涯学習事業です。東庄町杉の子サークルクリスマス会や放課後子ども教室など、資料のとおり実施いたしました。

次のページをお願いいたします。

社会体育事業としまして、12月3日にコジュリンマラソン大会を行い、当日は367名の参加がございました。

また、スポーツ審議会などの会議を行っております。

公民館事業としましては、資料のとおり様々な講座等を行いました。特に2月25日には公民館まつりが行われ、たくさんの方々の展示、発表がございました。

次に、社会教育関係です。1月7日に令和6年二十歳の門出の式典を行い、110名の二十歳の門出をお祝いいたしました。

また、東庄町文化財審議会他、様々な会議を実施しております。

次に、図書館関係でございますが、これはお手元の資料のとおりでございます。

最後に、学校給食センター関係です。12月から2月にかけての給食数は資料のとおりでございます。

続いて、指定寄附関係です。東庄町養豚経営者協議会様から、学校給食用食材として豚肉を97.9キログラム、15万8,652円相当分をいただき、ヒレカツ等でおいしくいただきました。

以上、教育委員会行政報告とさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（板寺正範君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

おはようございます。通告に従いまして、本日の一般質問を行わせていただきます。

子育て、教育について、質問要旨6点について伺います。

初めに、乳幼児健診と予防接種の現状、弱視早期発見の取組、5歳児健診の導入、小児インフルエンザワクチンの助成について伺います。

現在、我が町の乳幼児健診は、生後4・5ヶ月、9ヶ月、1歳6ヶ月、また3歳児、更に2歳児歯科検診があると認識しております。健診項目は様々なかと思いますが、眼の疾病及び異常をどのように検診しているかお聞きします。

昨今、弱視という言葉がよく聞かれます。弱視とは、通常の教育を受けるのが困難なほどの低視力という意味で一般的に使われていますが、医学的には視力の発達が障害されて起きた低視力を指し、眼鏡をかけてもよく見えない状態を弱視と呼ぶとのこと。

視力は、成長に伴って発達し、6歳で大部分の子供が大人と同じ視力を持つとされていますが、正常な発達が妨げられると弱視になります。しかし、視力の発達時期に早期治療を開始することで、視力の大幅な回復が期待されるそうです。

そこで、現在の小児の眼科検診の実態、また課題についてお聞かせください。

次に、3歳児健診以降、小学校に上がる前の就学時健診まで健診は実施されていない現状かと思いますが、社会性発達の評価、発達障害等のスクリーニング、健康増進を目的とした5歳児健診が必要かと考えますが、見解を伺います。

次に、小児の予防接種においては、国の定期接種を初め、任意であっても町独自で助成対象としているものがあると思いますが、現状をお聞かせください。

更に、これまでも要望してまいりました小児のインフルエンザワクチンの接種費用を助成する考えはあるか伺います。

一問一答方式で通告してありますので、これ以降は自席にて行わせていただきます。

議長（板寺正範君）

答弁を求めます。

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

初めに、乳幼児健診における目の疾病及び異常をどのように健診しているか。現在の小児の眼科検診の実態、また課題についてでございますが、議員がおっしゃられるように、子供の眼は生まれてから大体6歳ぐらいまでにどんどん発達し、大人並みの視力になります。ところが、強い遠視や乱視、斜視などがあると視力の発達が止まってしまい、弱視になることがあります。子供は、見えにくくても自分から見えにくいとは言いません。また、保護者の方が普段の生活の中で子供の見えにくさに気づくことはなかなかありません。そこで、町では3歳児健診の際に視力検査を実施しております。方法としては、3歳児健診の通知に視力検査用紙を同封し、保護者に自宅で視力検査を実施していただきます。その結果を問診表に記入していただき、3歳児健診当日に保健師が確認します。弱視が疑われる場合は、医療機関での精密検査の受診を促します。課題といたしましては、自宅では正確な検査や正しい判定を行うことが難しいことや日常生活に支障がなければ視力に関して保護者も気にとめず、異常があった場合でも見落とされてしまうことがあることでございます。

次に、5歳児健診が必要かと考えるが見解を伺うについてお答えいたします。

議員がおっしゃられるように町では現在、5歳児健診を実施しておりません。国

では令和5年度補正予算により5歳児健康診査を実施した市町村を支援する事業を令和6年1月から始めております。5歳児健康診査は、乳幼児期は言葉の理解能力や社会性が高まり、発達障害が認知される時期であり、保健、医療、福祉による対応の有無が、その後の成長、発達に影響を及ぼす時期であることから、子供の特性を早期に発見し、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行い、幼児の健康の保持及び増進を図ることを目的としております。

5歳児健診は、原則として集団健診であり、健診内容は心身の異常の早期発見、育児上問題となる困り感の把握などを行います。しかしながら、本町には乳幼児健康診査が出来る小児医療機関が1ヶ所しかなく、町外の医療機関にも健診をお願いしている状況があることから、医師の負担を考えるとこれ以上健診をお願いすることは日程的にも難しい状況です。

また、発達障害などの検査を行うには、心理専門職等も必要となり、町内にはおりませんので確保することが難しくなっております。

このような状況から、現在、5歳児健診を実施することは出来ない状況ですが、医師等が確保出来る状況になりましたら実施を検討していきたいと考えております。

次に、小児の予防接種の現状についてお答えいたします。

町では、予防接種法に基づく定期接種のワクチンで、公費で接種出来るA類疾病に指定されている四種混合ワクチンなど11種類のワクチンを接種出来る体制を整えています。

また、任意接種であるおたふくかぜワクチンについては、町が費用を助成し、町内小児医療機関であれば自己負担なしで接種出来るようになっております。

次に、小児のインフルエンザワクチン接種費用を助成する考えはあるかについてお答えいたします。

インフルエンザワクチン接種費用の助成については、65歳以上の高齢者に対して費用助成をしておりますが、小児への助成はしておりません。少子化が進んでいる東庄町においても、子育て支援を考える上でインフルエンザ罹患の際の重症化を予防する観点から、子供達の健康で安心安全な生活環境を整えることは重要であると考えますので、令和6年度予算に0歳から高校生世代まで1回、2,000円を助成する予算案を計上しております。

私からの答弁は以上です。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

答弁、ありがとうございます。それでは、再質問させていただきます。

3歳児健診の視力検査について。課題として、自宅では正確な検査や正しい判定を行うことが難しく、異常があった場合でも見落とされてしまうことがあると認識されているのですね。

これは伺った話ですが、小学生の子供さんが就学時健診で受けた視力検査で再検査となり、弱視であることが分かり、その段階で治療用眼鏡をかけさせたが、視力はあまり上がっていない状況だった。眼科医の先生からは、もっと早い段階で気づき、治療を開始したら視力が上がる可能性は違ってくるとの話をされたそうです。保護者は、何でもっと早く気づいてあげられなかったのかと自分自身を責める方もおられるとのこと。

弱視はスクリーニングによって発見することが重要とのこと。その時期としては、3歳から4歳に行うことが望ましいと考えられています。こうした現状の中、日本小児眼科学会では、視力検査に加えて、フォトスクリーナー等を用いた屈折検査の実施を推奨しています。これはカメラで撮影するように子供の目元を映し出し、屈折異常や斜視などの両目の状態を発見するスクリーニングの効果も高く、母親の膝に乗ったままでも検査が可能で、受診者の負担が少ないことが特徴です。近年、この検査機器を導入し、健診を実施している自治体があると聞きますが、我が町は導入する考えはあるかお聞きします。

議長（板寺正範君）

答弁を求めます。

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

議員がおっしゃられた子供の目元を映し出し、屈折異常や斜視などの状態を検査する機器の導入については、重要性を認識しております。

そのため、令和6年度予算の母子衛生費に備品購入費として視力屈折検査機器の

購入費用を計上しております。この検査機器を使用することにより、簡単、迅速に検査が実施でき、近視、遠視、乱視、不同視、斜視の検査がその場で自動判定されますので、斜視リスクを早期に発見することができます。

この検査機器を導入し、異常が発見された子供が確実に眼科受診出来るよう、早期介入、早期治療を促す予定でございます。

私からの答弁は以上です。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

検査機器を来年度予算に計上しているとのことで安心いたしました。

早期発見で早目に治療に結びつけてあげられることが大事だと考えます。

次に、5歳児健診ですが、これまでも要望してまいりましたが、医師の確保が難しいという理由で、出来ないと言われてきました。答弁にもありましたけれども、国も5歳児健診を実施した自治体を支援する事業を推し進めていますし、発達障害が認知される時期であり、必要性が高いと町も認識されているのではありませんか。

町内だけを見て、医師の確保が難しいというのではなく、我が町は常々、旭中央病院とスムーズに連携が取れていると発信されているのですから、そこをうまく活用すべきでありますし、近隣と広域で確保することも出来るのではと考えますが、見解を伺います。

議長（板寺正範君）

答弁を求めます。

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

先程も申し上げましたが、5歳児は発達障害が認知される時期であることから、5歳児健診を行うことの必要性は大いにありと認識しております。議員がおっしゃられた旭中央病院との連携についてでございますが、以前は小児科医の派遣をお願いしておりましたが、十数年前に派遣が出来ない旨の連絡があったことから、現在はお願いしておりません。現在は、香取おみがわ医療センターに小児科医の派遣をお願いしております。今後も香取おみがわ医療センターと連携しながら、医師の確

保に努めていきたいと考えております。

また、心理専門職についても、現在、健診時にお願いしている心理士と連携しながら、検討していきたいと考えております。

私からの答弁は以上です。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

再度、小児科医や臨床心理士の確保に尽力していただきたいと思います。そして、早い時期に実施する方向で進めていただきたいと考えます。

次に、小児のインフルエンザワクチン接種費用の助成ですけれども、来年度予算に計上されているとのことで評価したいと思います。子供さんを持つ親御さんから、子供は接種を2回しなければならず、同じ時期に二人、三人となると費用も大きく大変ですとこれまで要望されてきました。様々な費用の助成については、どこにどう配分するか悩むところかと思いますが、子育て支援に頑張っている我が町ですので、更にアピールしていくべきと考えます。

それでは、質問事項2の病児保育の設置について伺います。

子供の病気は突然発症するものであり、学校や保育園等での集団感染により、自分が気をつけていても発症してしまいます。熱も下がり、症状は軽くなっても、数日は学校や保育園を休ませなければならない場合もあります。保護者の中には、どうしても仕事が休めない、また、その他の家族の状況で子供を預けたいケースが出てくる場合があります。これまでも病時、病後児保育を実施してほしいとの要望が多くありました。子育て支援をアピールしている多古町は、令和2年度から多古中央病院の敷地内に施設を整備して実施しております。我が町でも何とか実施してほしいと過去に一般質問などで要望してまいりましたが、小児科医の確保、協力が難しいため実施については困難であるとの回答でした。

子育て支援に一生懸命取り組んでくれている東庄町の現在の見解をお聞きします。

議長（板寺正範君）

答弁を求めます。

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

議員からご質問のあった病児保育の設置についてでございますが、病児保育とは、子供が病気の際に自宅での保育が困難な場合に病院、保育所等において病気の児童を一時的に保育することで安心して子育てが出来る環境整備を図ることを目的としている事業でございます。

病児保育は、病中、病後の子供を病院、保育所等に付設された専用スペース等で一時的に保育する場所を有し、調理室を設け、事故防止や衛生面に配慮されている場所で保育することが求められています。

また、看護師等を利用児童概ね10人につき1名以上、保育士を概ね3人につき1名以上配置することも求められています。このようなことから、何かあった時の対応のための小児科医や看護などに対応する看護師、保育士の確保、または専用スペースの確保など、多くの課題があることから、必要性は十分承知しておりますが、現時点では病児保育事業を実施することは難しいと考えております。

私からの答弁は以上です。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

今回も難しいとの答弁です。我が町には町立の病院があります。医師も看護師もいます。病院と保健センターはつながっています。そのあたりを活用して整備は出来ないのでしょうか。

議長（板寺正範君）

答弁を求めます。

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

東庄病院に確認したところ、東庄病院では令和6年4月から医師の働き方改革により医師の労働時間の上限規制がかかり、働き方改革を迫られている状況でございます。

また、医師を初め看護師等の数も配置基準ぎりぎりでの運営を行っておりますので、現状では看護師を病児保育に割り振ることは難しい状況でございます。

更に新型コロナウイルス感染症の流行長期化に加え、地域の人口減少に伴い、病院の経営状況も厳しさを増しており、増員を前提に新規採用することも困難な状況でございます。このようなことから、東庄病院の看護師を配置することは難しいと考えております。

先程も申し上げましたように、病児保育を設置するには専用スペースや調理室などの設備要件や看護師、保育士の配置要件がございますので、現在の施設状況等を考慮すると難しいと考えております。

私からの答弁は以上です。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

これまで保護者の要望の中で病児保育をとの声が大変多いために何度か質問させていただいています。海上にある滝郷診療所のところに併設した病児保育も数年前、建設中の時に見に行きました。何か工夫して出来るのではないかと思います。これからは最重要検討課題として取り組んでいただきたいと考えます。

次に、祖父母手帳の発行について伺います。

共働きが増える中、祖父母に子供の面倒を見てもらう孫育てに頼る親が増えています。その中で、祖父母世代との育児をめぐる常識の違いに気づくことが多くあると聞いています。子育てに関する令和の常識と三、四十年前の昭和、平成の常識が180度違うこともあり、意見が衝突するケースも少なくないとのこと。情報があふれる今、何を信じたらいいかと悩む親もいるとのこと。

全国の自治体の間では、孫育ての指針となる祖父母手帳を発行し、トラブル回避を図る動きが広がっています。習志野市は、2017年にならしの孫育てハンドブックを発行し、祖父母世代と親世代が良好なコミュニケーションを図りながら、子供を育む環境づくりを初め、親世代の定住促進、祖父母世代や地域住民に孫育て、子育てに携わってもらうきっかけづくりを目的に作ったとのこと。

今、我が家も孫が生まれ、違いを実感することがあります。子供にとって、親はもちろん、祖父母世代とも関わって育つ環境は大事だと考えます。祖父母世代も現在の知識を取り入れて、孫と関わってほしいと思いますので、祖父母手帳の発行を提案させていただきたいのですが、町の見解をお伺いします。

議長（板寺正範君）

答弁を求めます。

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

議員がおっしゃられるように、夫婦共働きが増える中で、祖父母に子育てをお願いする孫育てが多くなっております。孫育ては、祖父母にも父母にもお孫さんにもメリットがありますが、世代間の子育ての考え方や育児法のギャップに戸惑い、トラブルに発展するケースもあるようです。そこで、出版社や幾つかの自治体が、昔と今の育児の違いや育児法を記載した祖父母手帳を発行し、世代間ギャップを解消するために利用しております。

町では、独自の祖父母手帳の発行は考えておりませんが、市販の祖父母手帳を購入し、配布することを検討してまいりたいと思います。

私からの答弁は以上です。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

市販のものですけれども、祖父母手帳を購入し、配布してくれるとのことで承知いたしました。同じ敷地内に住んでいても三世代の交流が全くない家もあると耳にすることがあります。何か良いきっかけになればと思います。

次に、学童保育、放課後等デイサービスの実態について伺います。

本来は、放課後児童クラブの名称ですけれども、あえて通称の学童保育と呼ばせていただきます。

新年度を迎えるにあたり、学童保育の入所決定がされたところかと思いますが、来年度の状況をお聞かせください。併せて放課後等デイサービスを利用するお子さんがどのくらいいるのか、東庄町内では運営されているところはないかと思いますが、町外等を利用する実態が分かればお聞きしたいと思います。

議長（板寺正範君）

答弁を求めます。

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

初めに、来年度の放課後児童クラブの入所決定の状況でございますが、来年度も今年度と同様に小学校1年生から3年生は入所要件がある場合は全て受け入れ、4年生から6年生は保護者等の就労等の状況を点数化し、順位づけしていきます。

来年度の放課後児童クラブの入所申込みは、令和6年1月19日までとなり、ほぼ毎日利用する通年利用の児童の申込みが142名ございました。提出書類不備や要件の審査などの確認を行い、更に運営の委託先である笹川中央保育園と入所協議をした結果、128名の児童に対して決定の判断を行いました。また、月5回まで利用出来るなどの臨時利用は63名決定しました。保護者へは3月上旬までには可否についての通知を行ってまいります。

続いて、放課後等デイサービスを利用する子供の数や町外等を利用する実態についてお答えいたします。

放課後等デイサービスは、障害を持つ子供のためのサービスの一つとなります。小中高校生を対象に放課後や夏休みなどの長期休暇に子供一人一人に合わせた発達支援を行います。現在、東庄町には放課後等デイサービスを行う事業所はありませんので、利用する方は町外の事業所に通うこととなります。放課後等デイサービスを利用するためには、サービス等利用計画案の提出が必要となり、それをもとに支給量が決定され、支給量や支給の期間などが記載された受給者証が交付されることが必要となります。支給決定された子供は、現在17名おりますが、令和6年1月に放課後等デイサービスを利用した子供は全部で12名であり、うち神栖市7名、銚子市2名、神崎町2名、成田市1名となっております。また、12名のうち東庄小学校に在籍している児童は7名、香取特別支援学校に在籍している児童は3名、銚子特別支援学校に在籍している児童は2名となります。

私からの答弁は以上です。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

年々需要が増えていきます学童保育については、入所できずに困る家庭が発生することのないようお願いしたいと思います。

それから、現在、東庄小学校に在籍していて、町外の放課後等デイサービスを利用しているお子さんが7名いるとのことですが、これについて町はどうお考えですか。また、学童保育においても手のかかるお子さんが多くなると運営者側も安全面で苦悩され、入所を断るケースも出てくるのが想定されます。町内に放課後等デイサービスの設置が必要だとは思いませんか。

議長（板寺正範君）

答弁を求めます。

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

町内に放課後等デイサービスがなく、町外の放課後等デイサービスを利用せざるを得ない児童がいることや保護者の送迎の負担などを考えると町内に放課後等デイサービスの設置は必要であると認識しております。

障害のある子供の支援について話し合う東庄町自立支援協議会療育検討会では、町内に設置が出来ないかの協議を行っております。また、現在、近隣の事業所に設置の検討をお願いしているところがございますが、放課後等デイサービスの誘致に向けて、今後も設置場所の提供や補助金も含め、検討していきたいと考えております。

なお、東庄町では、障害者を支援する施設等が少ないため、情報の収集や広域での資源が活用出来るよう、香取市、東庄町、神崎町で構成される香取広域自立支援協議会を設置し、広域での協議を行っております。

私からの答弁は以上です。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

町内に設置するには準備など大変だと考えますが、是非スピード感を持って当たっていただきたいと思います。

次に、スポーツ少年団の育成について伺います。

かつては各小学校にミニバスや陸上部のように町内や香取郡市の大会に参加するべく放課後に練習がなされていたかと思います。現在は、小学校の運動部活動はほ

ばなくなっているとの認識でよろしいでしょうか。教員の働き方改革もあり、学校として放課後に練習し、大会に出場することはなくなっていると思います。しかし現状は、民間のクラブチームやスポーツ少年団に所属して活動している子供達が多くいます。町内の体育館やグラウンドを使用して練習に励んでいるのも聞いております。

そんな中で、保護者からスポーツ少年団にもう少し助成をしてほしいとの要望がありました。私は早速その他の親御さんからも聞き取りをしました。町にも問い合わせをいたしました。私の中では理解しましたが、スポーツ少年団の育成について、改めて町の見解をお聞かせください。

議長（板寺正範君）

答弁を求めます。

生涯学習担当課長、郡伸明君。

生涯学習課長（郡 伸明君）

それでは、ただいまのご質問についてお答えいたします。

初めに、現在、小学校の運動部活動がほぼなくなっているとの認識で良いかについてでございますが、東庄小学校の運動部活動に現状につきましては、令和2年度以降、香取郡市全ての小学校において通年での運動部活動がなくなり、東庄小学校では10月末に開催される香取郡市陸上競技大会に合わせて6月から陸上部の活動を行っている状況です。

次に、スポーツ少年団の育成について町の見解をお答えいたします。

現在、町内にはミニバスケットボール、サッカー、バドミントンがそれぞれ1団体、空手が2団体、計五つのスポーツ少年団が登録されており、119名の子供達が所属しています。

これらの団体は、子供達の健全な成長とスポーツ技術の向上に寄与しております。

スポーツ少年団への支援としましては、1万円の助成金を交付しています。また、町スポーツ施設を優先的に利用出来るよう、半年前から利用予約を受け付けており、施設の利用料についてもスポーツ少年団の育成を支援するために無料としております。

なお、100%の減免は香取管内1市3町では、東庄町だけの取組です。

今後もスポーツ少年団の育成に向けた支援策を検討し、健やかな体の育成に向け

た環境づくりに取り組んでまいります。

私からの答弁は以上です。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

町はスポーツ少年団に対して配慮してくださるということは、私の方でも理解させていただきました。昨今の子供達は習い事や学習塾、また民間のスポーツクラブに所属して月謝を払って通っている子供さんもいます。ただ、町内には、子供達のやりたいものがそろっているわけではありません。現状のスポーツ少年団としての活動では、コーチなどはボランティアで、更に保護者の協力もあり、成り立っているように見えました。自分のやりたいものがないとのことで、町外のスポーツ少年団に加入している子供さんもいます。

今回、スポーツ少年団にもう少し助成をしてほしいとの声で質問させていただきました。スポーツ施設等の利用に関して、近隣市町にない取組で育成に向けた環境づくりをしてくれているとのことですので、ありがたいことだと思います。このあたりは利用者にも理解していただいた方が良く考えます。

全ての町民の要望を町にぶつけるというわけではありません。月謝を払って習っているお子さんもいますし、平等性から考えて、全て町に対して要望するわけではありません。今は得意なスポーツで進学を決めるケースも多々出てきています。将来の有望な人材を育む観点からもよろしくお願ひしたいと思います。

最後に、子育て支援窓口の現状と拡充についてお伺ひします。

国は、こども家庭庁を発足させ、子供が生まれてから成人するまで、全て網羅出来るようなセクションとしました。我が町は子育て支援の窓口を1ヶ所にすべきと要望してきた結果、平成30年4月から健康福祉課の中に子育て支援係が開設されました。子供が生まれ、成長していく中、保育園、こども園、小学校、中学校、その上の高等教育までの間、様々な手続き、課題も出てきます。保育に関することは健康福祉課、学校のことは教育課、申請手続きは町民課等々、保護者は出来ることなら1ヶ所で完結出来ることを求めています。それに対応出来ることが肝要かと考えますが、いかがでしょうか。

また、福祉課と教育課の情報共有はどの程度出来ているのでしょうか。私は、子育

てに関して、全て取りまとめ出来る部門が必要と考えますが、町の見解をお聞きします。

議長（板寺正範君）

答弁を求めます。

健康福祉課長、布施光規君。

健康福祉課長（布施光規君）

それではただいまのご質問についてお答えいたします。

令和5年4月1日にこども家庭庁が発足し、妊娠、出産からこども園のことや児童虐待や子供の貧困、障害児支援など、子育て支援を行う業務がこども家庭庁に一本化されました。議員がおっしゃられるように保育や母子保健は健康福祉課で、学校関係などの教育に関することは教育課となっており、事務を行う場所も保健福祉総合センターと役場本庁となります。

やはりどうしても離れていることから、情報の共有については電話連絡などとなり、対面での情報共有が難しかったため、令和5年度から2ヶ月に一度ほどではありますが、健康福祉課子育て支援係と教育課との情報共有を目的とした打合せを開催しております。今後も引き続き行ってまいりたいと考えております。

次に、子育てに関して全て取りまとめ出来る部門についてでございますが、現在、健康福祉課では子育て支援と母子保健の業務を行っておりますが、両機能を連携して行うことにより、児童虐待などの未然防止に役立てております。今後も益々重要な部門となってまいりますので、引き続き連携して子供の安全を見守ってまいりたいと思います。

また、教育課、小学校、中学校とも同様に連携して、児童の安全を見守っております。

議員がおっしゃられるように、子育てに関して全て取りまとめ出来る部門があり、保護者の手続きが1ヶ所で完結出来ることは便利であると思われませんが、子供の安心を見守るためには、現在の体制が非常に効果的であるため、当面はこの体制を維持していきたいと考えております。

私からの答弁は以上です。

議長（板寺正範君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

現状は、健康福祉課は保健センターにあって、その他は本庁にありますので、物理的には無理なところがあるということは理解いたしますが、2ヶ月に一度の情報交換ではなく、常に、個々の案件も出てくると思いますが、片方が問題提起をしないと片方は気がつかないこともありますので、更なる情報共有が必要ではないかと思えます。そして、町長にも申し上げたいと思えますが、もう10年後、20年後を私達は見なければいけないと思えます。今、年間40人ぐらいしか子供さんが生まれないと聞いております。10年後の、20年後の子供さんの数も計算出来るようになっております。幾ら子育て支援を頑張っても一気に増えることはあり得ないと思えますので、財政面、物資の面では一生懸命やっておりますけれども、細かいこういう面でも情報共有が出来て、保育園も今3園ある、度々申し上げますけれども、保育園で働く先生方、こじゅりん、また学校、全てを介して情報交流するのと、みんなで子供を育てていくという意識を持っていただかないと、これからは益々、子供はもっと減る一方ではないかと考えます。是非これからも重要案件として町長には認識していただけたらと思えます。

以上で要望として終わります。ありがとうございます。

議長（板寺正範君）

以上で山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時10分からとします。

（午前11時02分 休憩）

（午前11時10分 再開）

議長（板寺正範君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

9番、大網でございます。

早速、では質問に入らせていただきます。

昨年12月の定例会において、令和4年度の東庄町財務4表が報告されました。そこで、地方公会計、財務諸表の貸借対照表についてお聞きいたします。

公会計及び財務報告の目的は、公的資金を保全し、管理すること、アカウンタビリティを遂行することです。その目的及び公共財と課税活動の特質は、公会計と企業会計との相違をもたらしております。しかし、このことは英国圏の先進国の公会計基準、ないし国際公会計基準においては反映されておられません。それらの会計基準は、全て発生主義の会計基準と連結財務報告を愛好している私企業会計の実務に強く影響されている状況です。そこで、地方公会計の目的は、一つ、説明責任の遂行。住民や議会、外部に対する財務報告の分かりやすい開示。2、財政の効率化、適正化。財政運営や政策形成を行う上での基礎資料として、資産、債務管理や予算編成、政策評価等に有効に活用する。以上、統一的な基準による財務書類の整備が行われ、町民に対し分かりやすく、また判断を間違わないように地方公会計の財務書類を作成されなければなりません。

東庄町財務4表から、資産・負債の総体の一覽的把握である貸借対照表についてお聞きいたします。

貸借対照表は、会計年度末時点で地方公会計団体がどのような資産を有しているのか、その資産がどのような財源で賄われているのかを対照表で示したものであります。貸借対照表により、基準日時点における地方公共団体の資産、負債、純資産といったストック項目の残高が明らかにされております。

資産は、資金流入をもたらすためのもの。行政サービス提供能力を有するものに整備されております。負債とは、将来、債務者に対する支払いや返済による地方公共団体から資金流出をもたらすためのものであり、地方債がその主たる項目です。

純資産とは、資産と負債の差額ですが、民間企業のように資本の獲得等に関する取引の結果ではありませんと解説書には説明されております。

そこでお聞きいたします。質問要旨1、書式設定、内訳明細、会計処理の方法をお聞きいたします。

一つ目として、一般会計等は税込み計算で処理されております。水道事業会計、国民健康保険東庄病院事業は税抜き計算で処理をされております。全体の貸借対照表はどのような方法で作成を行ったのかお聞きいたします。

2番目、固定資産の事業用資産、インフラ資産の土地の評価について、どのように算出したのか。また、土地の評価は毎年変動します。その中、どのような評価方法を採用しているのかお聞きいたします。

3番目、一般会計で固定資産の電話債券はどのように処理されているのかお伺いいたします。

4番目、無形固定資産のソフトウェアに対して資本的支出の基準と減価償却の耐用年数を教えてください。

5番目、それぞれの基金が固定資産と流動資産に区別しておりますが、その基準を教えてください。

6番目、流動資産で未収入金の内訳を教えてくださいたいと思います。

7番目、負債の部に移ります。退職手当引当金について。流動負債に計上されておりました。4年度の退職者がいないのかお伺いいたします。

8番目、未払い費用が計上されておられません。未払い費用とは、一定の契約を交わし、継続的にサービスを受ける時、サービス提供が行われたにもかかわらず、いまだにその対価として支払いが終わらない負債でございます。電気代や電話代等はどうのように処理されているのかお伺いいたします。

9番目、賞与引当金の計上方法を教えてください。

10番目、固定資産の修繕は必要だと思っております。そこで、修繕引当金を計上しない理由をお伺いいたします。特に、学校給食センターなどは、今から準備していた方が良いのかなと思いますので、お伺いいたします。

質問要旨2、固定資産の活用をお伺いいたします。

私の考える固定資産とは、費用配分原則に従い、その年度内にどれだけ費やしたかを配分するのが減価償却だと思っております。

また、取得価格は、固定資産額や減価償却を適正に配分するため、重要になりますのでお伺いいたします。

一つ、小学校跡地の利用で、石出小学校、神代小学校、東城小学校の4年度の減価償却を教えてください。

なお、町でどのような有益な事業であったかお伺いいたします。

2番目、入札は売買や請負において契約を得るため、一番安い金額や有利と思われる条件で取得する固定資産でございます。

最低価格落札方式・総合評価落札方式がありますが、どのような判断で入札方法を決めているのかお伺いいたします。

3番目、車両や備品等の購入時、レンタル方式の採用のものの判断をどのように

行っているのかお伺いたします。

4番目、固定資産の資産老朽化比率が高くなっておりますが、今後どのような対策を考えているのかお伺いたします。

5番目、財政調整基金は災害などの不測の事態や年度間の財政不足に備えるため決算余剰金等から積み立てて財源が不足する年度に活用する目的の基金でございます。財政調整基金の積み立てる目安はどのくらいなのかお伺いたします。

また、類似市町村と比較して、どのように認識しているのかお伺いたします。

また、減債基金について、1年間、どのくらいの資金を必要としているのかお伺いたします。

以上にて私の1回目の質問を終わりにいたします。次回から自席にてお伺いたします。

議長（板寺正範君）

答弁を求めます。

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

それでは質問事項1、令和4年度の東庄町財務4表の貸借対照表についての質問要旨1、書式設定、内訳明細、会計処理の方法について、ご質問のありました10の問いにお答えいたします。

回答に先立ちまして、地方公会計の財務書類について概要をご説明いたします。

財務書類につきましては、総務省より平成29年度までに統一的な基準による財務書類を作成するよう要請があり、当町においても統一的な基準による地方公会計マニュアルによる各種の指針に基づき、財務書類を作成しております。このように統一的な基準にのっとりることにより、他団体との比較が容易になっております。なお、回答については財政の専門用語や財務書類の専門的な内容もあるかと思いますが、ご了承願います。

それでは1問目、財務書類の一般会計と企業会計での消費税の計算方法につきましてお答えいたします。

財務書類における企業会計の消費税の会計処理については、総務省から発行されている連結財務書類作成の手引きにおいて、税込み処理に修正しないことも許容されるとされていることから、税抜き処理としてその旨を注記に記載してございます。

よって、全体会計においては作成する上での負担を勘案し、一般会計は消費税込みの金額を用し、企業会計は税抜きの金額を用しております。

続きまして2問目、固定資産の事業用資産、インフラ資産の土地の評価方法及び土地の価値の変動にかかる評価につきましてお答えいたします。

評価方法につきましては、原則として取得価格としております。また、土地の評価は毎年変動しますが、公会計の統一的な基準にのっとり再評価は行っておりません。

続いて3問目、一般会計における固定資産の電話債券の処理につきましてお答えいたします。

電話債券については、公会計の統一的な基準において金額が50万円未満の少額なものについては計上しないことも合理的な処理と考えられていることから、現状は計上しておりません。

続いて4問目、無形固定資産のソフトウェアにつきまして、資本的支出となる基準と耐用年数についてお答えいたします。

無形固定資産のソフトウェアについて、資本的支出の基準と減価償却の耐用年数は物品と同様の計上基準としておりますので、取得価格、または見積価格が50万円以上の場合に資産として計上しています。また、耐用年数については、省令に基づき複写して販売するための原本、または研究開発のものを3年とし、その他のものを5年としています。

続いて5問目、各基金における固定資産と流動資産の区分につきましてお答えいたします。

年度間において流動的に基金の積立及び取崩しが行われる、もしくは行われる可能性の高いものは流動資産とし、これ以外は固定資産としています。流動資産とする基金につきましては、財政調整基金や減債基金となっております。

続いて6問目、流動資産中の未収金の内訳につきましてお答えいたします。

令和4年度の一般会計の未収金については、個人住民税で618万8,000円、法人住民税で15万円、固定資産税621万8,000円、軽自動車税130万7,000円、児童福祉費負担金23万6,000円、老人福祉費負担金5万9,000円、学校給食費負担金87万3,000円、土地建物貸付収入7,000円で、合計1,503万8,000円となります。

続いて7問目、地方公会計における退職手当引当金の計上方法についてお答えいたします。

退職手当引当金につきましては、地方公会計と民間企業の会計制度との間で計上基準が異なり、流動負債ではなく固定負債に計上いたします。地方公会計における退職手当引当金計上額は、当該年度期末に全ての職員が自己都合による退職をした場合に支払う退職給付総額を期末自己都合要支給額により算出し、固定負債に計上しております。

なお、町では退職手当組合に加入しているため、退職給付金につきましては、退職手当基金組合である千葉県市町村総合事務組合から支払われます。

続いて8問目、未払い費用につきましてお答えいたします。

未払い費用が計上されていない理由としましては、公会計の統一的な基準に基づき、出納整理期間中に支払い等を終了した後の金額をもとに、当該年度末決算としていることによるものです。

続いて9問目、賞与引当金の計上方法につきましてお答えいたします。

賞与引当金は、基準日時点での期間に対する期末手当、勤勉手当及び法定福利費を計上いたしております。

続きまして、最後の質問であります、固定資産の修繕引当金につきましてお答えいたします。

現状において、固定資産の修繕引当金を計上していない理由としましては、公会計において修繕引当金を計上することは会計処理を複雑化させ、管理上の負担を増やす可能性があることから、現状では計上しておりません。

このようなことから、修繕引当金等は計上しておりませんが、ご質問のとおり、コスト把握及び準備を進めることは重要であるため、今後の運用方法を含め、検討を進める必要があると認識しております。

続きまして、質問要旨2、固定資産の活用について、ご質問のありました五つの問いお答えいたします。

1問目、小学校跡地利活用における旧石出小学校、神代小学校、東城小学校の令和4年度の減価償却額及び事業効果についてお答えいたします。

まず、旧石出小学校、神代小学校及び東城小学校校舎の令和4年度固定資産台帳における減価償却額としましては、約3,518万円となっております。

続いて、小学校跡地利活用の効果でございますが、旧小学校施設につきましては、公募により決定した跡地利活用の民間企業と協力、連携をしながら、利活用を行っております。

これらは、ワーキングスペースや有料老人ホーム、ドローン教習所などとして活用しており、事業の効果としましてオフィス利用における町外企業関係者の流入に伴う経済的効果や近くに有料老人ホームがあるという町民の利便性の向上、またドローン教習所においても関係者流入の経済的効果や小学生を対象にしたドローン教室の実施などによる教育的な効果がございます。加えて、地元出身のドローンパイロットの育成なども期待されるところでございます。

いずれの事業においても、町のPRや地域活性化に寄与しているものと考えております。

続きまして、2問目、入札の方式につきましてお答えいたします。

現在、町の入札では最低価格落札方式を採用しており、総合評価落札方式は実施しておりません。町では競争入札参加業者資格審査基準及び建設工事指名業者選定基準に基づいて、入札参加条件や指名業者を設定し、入札参加者を選別すること及び最低制限価格を設けることにより、品質確保を図っておりますので、現時点では総合評価落札方式を活用しなくとも適正に契約が出来ていると考えております。

続きまして、3問目、車両や備品購入時のレンタル方式採用等の判断につきましてお答えいたします。

車両や備品等の購入、レンタル方式等の判断につきましては、特に基準は設けておらず、その用途や使用する期間等に応じて決定しております。初期導入費用が高額になってしまう備品やメンテナンスを含めた契約にすることにより事務の軽減が出来るものについてはレンタル、リース方式などを選択しております。

また、長期利用によりレンタルやリースよりも割安になるものや安価なものについては購入を選択しております。

続きまして4問目、固定資産の資産老朽化比率と今後の対策につきましてお答えいたします。

固定資産の資産老朽化比率とは、償却資産の耐用年数に対して、取得からどの程度経過しているか把握する割合となりますが、令和4年度は61.4%となっております。

今後の対策としましては、公共施設等総合管理計画や個別施設計画に基づいた施設の保全事業を適正に実施しながら、財務書類を活用したコスト把握についても継続してまいります。

また、基金運用においても、経費節減により生じた余剰金については、財政調整基金や公共施設整備基金などを活用し、将来負担に備えた効果的な基金運用に努めてまいります。

続きまして、最後の質問であります。財政調整基金の積立金の目安、類似団体との比較及び減債基金の1年間の必要資金につきましてお答えいたします。まず、財政調整基金への積立金の目安でございますが、当町としまして、現時点では、具体的な目標金額というものは定めずに、経費節減を行いながら、決算状況を踏まえ、可能な範囲での積立を行っているところでございます。

次に、財政調整基金積立金の類似団体との比較でございますが、直近の資料で令和3年度決算における人口一人当たりの積立金の比較では、東庄町が6万7,650円に対し、類似団体は13万7,163円となり、類似団体と比較しまして6万9,513円、率にして50.7%低い数字となっております。こちらにつきましては、小学校統合や給食センターの建設などの大規模な事業があったことの影響があると認識しております。

続いて、減債基金の1年間の必要資金についてお答えします。

減債基金とは、起債の償還に必要な財源を確保する目的で設置しているものですが、こちらにつきましても、当町としまして、現時点では具体的な必要金額は定めておりません。

減債基金につきましては、繰上償還や償還額が他年度と比較して多額となる場合などに備えて、決算状況を踏まえ、可能な範囲での積立を行っているところでございます。

ご質問のありました15問につきまして、私からの答弁は以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（板寺正範君）

9番、大網正敏君。

9番（大網正敏君）

長い質問のところ、ご回答ありがとうございます。それでは、2回目の質問とい

うことで、お願いをいたします。

町民の皆さんは、公会計基準に対して慣れ親しんでいないと私は考えております。そうすることによって、間違った判断をしないようにするのが賢明かなと思ひまして、あえてお聞きいたしました。

最初の質問で、異なった税処理の会計で、一般会計と事業会計を連結して、税込み修正をしなくても良いという回答でございましたが、統一した基準での財務諸表の作成が望ましいと私は考えております。しかし、今の段階では統一した基準での作成は、労力と処理が複雑になり、困難であるということを承知いたしました。

また、町民が判断を間違えないように、注記や補足など、記載をお願いしたいと思っております。

続きまして、土地の評価につきましてですが、平成27年から平成29年の間に固定資産台帳の整備が行われております。その時点で時価評価の地代で計上してあるのではないかと私は思っております。取得価格以外の土地は時価で評価するのが原則と思います。従って、時価で評価した土地は取得価格ではないので、その都度、時価で評価するのが標準かなと思ひまして、あえて標準基準をお聞きいたしました。

3番目の電話債券につきまして、一般会計に計上されておりました。企業会計では計上されているのになぜ一般会計はしていないのかということをおよつと疑問に思ひまして、質問に入れさせてもらいました。やはりこれも企業会計と一般会計は統一した基準で整備したほうがいいのかなと思ひますが、これも分かりやすく一般会計の電話債券は記載されておられませんという注記を、これもつけた方がいいのかなと私は考えております。

4番目の無形固定資産のソフトウェア、これは以前、決算とか予算の時にお聞きいたしました。特に目に見えない部分なので、取得価格とか、そういうのが町民には分からない部分があると思ひまして、十分に固定資産台帳を整備してもらって、物が見えなくても分かるような、そういう会計処理をお願いしたいと思っております。

5番目の基金でございますが、これは固定と流動という、分かれる基準が私には分かりませんでしたのでお聞きいたしました。財政調整基金と減債基金が流動負債で処理されているというご回答でした。私は、奨学基金とふるさと応援基金は流動資産に入れるべきではないのかなと思っておりますが、そこら辺、ご検討をお願い

いたします。

次に、未収入金につきまして、あえて内訳をお聞きいたしました。総額で1,500万円の未収入金があるとのことでしたが、内訳を見ますと、個人住民税と固定資産税、軽自動車税がほとんどなので、適切に処理を行ってもらって、不納欠損金を出さないように、これもまた注記として未収入金の内容、それを記載してもらえれば、欠損金の額が減るのではないかと私は思うのですが、これもご検討の方、お願いをしてください。

7番目の退職金引当金につきまして、これは申し訳ありません、私は通常のワン・イヤー・ルール適用かなと思ってお聞きしてしまいました。これは全て固定資産にするというご回答だったので、承知をいたしました。

8番目の未払い費用につきましても、発生資源に基づいて処理されると流動負債の未払い費用に計上するのが当たり前なのかなと思っておりましたが、出納整理期間内で処理をされているということなので、費用的には計上されておりますので、金額は変わらないとは思いますが、本来はやはり未払い費用を計上するのが発生主義に基づいて計上するのかなと思っておりますので、これも後々このような形になるかなと思うのですが、これも視野に入れて考えてみてください。

あと、賞与引当金につきましては、回答ありがとうございます。支払い見込み基準というのは幾つか基準がありまして、その基準をお伺いいたしました。了解いたしましたので、ありがとうございます。

最後に、10番目の固定資産の修繕引当金が計上されていないという理由でございますが、ご回答ありがとうございます。しかし、私としては、固定資産の修繕はやはり必要ではないのかなと思っておりますので、本来はその年度に修繕はその年度に発生するのが当たり前だと思っておりますので、それに備えて準備といえますか、引当金等を整備したほうがいいのかと思っておりますので、これも検討の方、お願いいたします。

以上、質問要旨1の書式設定、内訳明細、会計処理の方法を細かくお聞きいただきましたが、私の考える地方会計とは、費用配分の原則によって、いつ、誰が費用を負担するのか、町民に対する効果がいつ誰に渡るのかを明確に手続きをし、書面にしたものだと考えております。そのために信頼のある事実に基づいた発生資源を採用し、労働時間の短縮ともなる発生資源を採用してもらって、固定資産台帳の整備と

複式簿記の導入をお願いしたいと思っております。

続きまして、質問要旨の2、固定資産の活用につきましてなのですが、1番の旧小学校跡地利用につきまして、無償貸付での固定資産は忘れやすくなってしまいますので、あえて減価償却費と事業効果をお聞きいたしました。固定資産台帳における旧3校の減価償却は約3,500万円との回答でございました。また、事業効果として各3校の跡地利用の報告をいただきまして、ありがとうございます。見劣りのしない、素晴らしい活動だと私は思っております。しかし、町民の方々は跡地利用者の活用内容が明確ではないのかなと思ひまして、費用対効果として、どのような成果が生まれたのかの認識がちょっと薄いのかなと思ひますので、町の広報等で詳しく活動内容をPRしてもらいたいと考えております。

また、活動内容を認識出来るように、跡地、利用者と住民との一層の交流をするような企画をつくってもらいたいと私は考えております。

続きまして、入札方法でございましたが、固定資産は取得価格が価格年度に費用として配分するため、取得価格が最も大切でございます。町では最低価格落札方式を採用しているとの回答でございました。最低価格落札方式でコストや利益を無視した不当に安い価格をつけるダンピング価格で適正な価格を阻害して入札を行われないように是非ともお願いをいたします。

また、標準的な期日、広報を前提とした工事内容や周辺環境に応じた事実の評価により、工事の品質アップや工期の短縮、ランニングコストを含むトータルなコストの削減、自然環境や住民環境の保全などの社会的な要求に対する総合評価落札方式も視野に入れて検討をお願いしたいと思っております。

続きまして、車両や備品の購入時のレンタル方式の判断をお聞きいたしました。私の考える判断ですが、常に最新の機能が詰まった機種や、機種が出るのはレンタル方式で、流行を求めない車両や備品の場合は購入方式が良いのではないかと思います。しかも費用を配分すると大きな差が生まれるのかと思いますが、そうではないと思いますので、流行を求めているのか、流行を求めないのかで判断したほうが良いのかなと思います。これも町の一定の判断で、常に同じ基準で判断してもらいたいと思っております。

4番目に、固定資産の資産老朽化に対する施策でございますが、修繕引当金が計上されていないという回答でしたので、私の試算ですが、土地を除いた固定資産の

建物、工作物等の資産合計が約209億円でございます。修繕引当金の計上目安として、最低10分の1、20億9,000万円、これを財政調整基金として積み立てる方策はいかがかなと思いますので、これは検討をお願いいたします。

続きまして、財政調整基金の積立の目安、具体的な金額を求めているのご回答でございましたが、固定資産の資産老朽化比率の立場からも、将来に備えて準備しなければならないと私は思っております。

なお、類似団体の積立額は、人口一人当たり13万7,000円とのご回答でございました。東庄町の人口1万3,000人を一人当たり15万円と仮定しますと、19億5,000万円となりまして、固定資産の老朽化の対策の観点から鑑みても、標準財政規模を基準としても約10%から20%となっておりますので、適正積立金は約20億円の積立目標とすべきなのかなと、これはざっくりと私の考えでございます。

それから、減債基金でございますが、これは返済のために計画的に積み立てておかなければならないものなのかなと考えますので、世代間の負担の不公平感が生まれてはならないと思います。次の世代に負担を先送りすることはいけないのかなと思いますので、計画に基づいて減債基金の積立を行ってほしいと思っております。やはり出来たら一定の金額を、今年はこの金額だというふうに減債基金を一定額積み立ててほしいと私は考えております。

以上で、これは要望がほとんどになってしまいましたので、これで私の一般質問を終わりにしたいと思います。どうぞご検討の方、お願いいたします。

以上です。

議長（板寺正範君）

以上で大網正敏君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

（午前11時53分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（板寺正範君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番、岩井弘晃君。

4 番（岩井弘晃君）

4 番、岩井です。よろしくお願いいたします。

年が明けたと思ったら、あっという間に3月になりました。卒業の季節でもあります。我が町でも8日には中学校、15日には小学校と卒業式がありますが、6年間、あるいは3年間、学校で学び、次のステップへ向かうことは、児童生徒にとってもそれぞれの感慨深さがあるのではないかと思います。

この小学生から中学生の時期にかけて、子供達は心身共に大きく成長します。つまりは、この時期にどんな教育を受けるのかで、その後の進路や未来に大きく影響するということです。少子化、少子化と騒がれており、多くの自治体でも児童生徒数の減少は大きな課題となっています。しかし、この少子化を逆手に取り、少ない人数だからこそ出来ることというのを模索し、実践している学校も少なくありません。これは私立の学校だけの話ではなく、公立の学校でも起きていることです。

例えば、宿題を撤廃したり、授業の学び方自体を学生自ら考えさせる。教科書を使う、使わないから選ばせるなんていう学校も出てきているようです。

もちろんそれが良い方法だと言いたいわけではありません。これからの教育はかなり柔軟な視点が求められているのではないかと思います。

私自身も大人になって、学生時代にもっとこういうふうに学びたかったなど、そういう思いに駆られることもしばしばあります。国の定めた学習指導要領というもの、見方によっては大切なものかもしれませんが、やはりそれだけでは限界に来ているようにも感じます。先進国と呼ばれている国々の教育の変化を見れば、やはり日本も、もう少し思い切った発想が求められているのではないのでしょうか。ただ、この場で国の方針に関してあれこれ申しても仕方がありません。ましてや、教育に関しては絶対的な正解がないものです。裏を返せば、だからこそその工夫や柔軟さが必要なのだとも言えます。

東庄町に置き換えますと、このままでは年々減ってしまうであろう子供達に我々大人達がどれだけのことをしてあげられるのかが大きな鍵であることは間違いありません。学校と地域住民の両輪で町の子供達を育てていくという感覚でしょうか。具体的な政策に加え、理想や理念をしっかりと持つことも大事なのだと思います。

少し前置きが長くなりましたが、今回は、町の小中学校教育のこれからについて、現状をしっかりと把握しつつ質問させていただきます。

まずは質問事項の1、小中学校教育のこれからということで、質問要旨の1ですが、GIGAスクール構想に伴ってのICT教育に関してです。

令和元年に文部科学省は大臣メッセージとして、子供達一人一人に個別最適化され、創造性を育む教育、ICT環境の実現に向けてということを発信しています。デジタル教育は、国の方針を見ると、もはやこれからの時代には欠かせない要素となっております。我が町でも一人一台の端末が使える環境の中、デジタル機器を用いた教育を始めて数年が経過しています。そこで、ICT教育に関する現状と成果についてお聞きします。

導入後の生徒達の学力に変化は見られるのでしょうか。先生方のスキルに関して、どんな変化が起きているのか教えてください。

なお、一問一答形式にて質問させていただきますので、以降は自席にて失礼いたします。

議長（板寺正範君）

答弁を求めます。

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

それでは、まずICT導入後、生徒の学力の変化が見えたのかという質問に対してお答えいたします。

学力とは、基礎的な知識、技能に加え、思考力、判断力、表現力、そして主体的に学習に取り組む態度と規定されており、暗記等による指標ではなく、生涯にわたって育まれる力のことを指します。従って、すぐさま学力の向上が見られるとは限りません。しかしながら、平成18年度に文部科学省から委託を受けた独立行政法人メディア教育開発センターが実施したデータによると、算数、社会、理科の教科で、ICTを活用した授業と活用しなかった授業の客観テストでは、ICTを活用した授業が4.7%から10.5%の割合で正答率が高いという結果が出ております。この結果からも、学力の向上が図られるものと期待しております。

次に、先生方のスキルに関してについてお答えいたします。

教育委員会では、先生方のスキルの向上を図るため、三つの取組を行っています。

まず、教員がICTを授業で活用するための補助や助言、アドバイスが出来る専門として、ICT支援員を配置いたしました。二つ目に、教育委員会による教職員

へのICT活用に関する研修会を充実させております。三つ目は、各小中学校においてICT技能にたけている教員と苦手としている教員の差を埋めるため、校内研修を行うよう促しているところです。小中学校とも、日々の研さんによりICTに関するスキルの高まりが見られました。その結果、授業での使用頻度が高くなり、効果的な授業が展開されております。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

ありがとうございます。当然ながら、すぐに学力につながるとは限りません。ただ、3年間という期間があれば、中学生であれば入学から卒業までのステップを踏むことができます。子供達のことを考えれば、この短期間がまさに重要であるわけですから、僅かでも成果が出るのが理想だと思います。

国の調査によると、タブレット授業で勉強が楽しくなったと回答する児童が増えたというデータもあります。ただ、操作が楽しいことと勉強そのものが本質的に楽しくなったことが、しっかり別問題として認識されるのかは、これから注視していきたいところですが、いずれにせよ、コストをかけてやっていることですから、これから徐々にでも確実に恩恵が受けられるような環境をつくってあげることが大事なのかなと思います。

まだ日本のICT教育そのものが、他の教育先進国に遅れを取り戻すような形にも見えます。試行錯誤は必要ですが、やるからには、まさに今、学んでいる学生に対して成果が出る形を取ってあげたいなと思います。

それから、デジタル機器を使用する学習に関しては、考えなければならないことが幾つもあります。長期的に使用した場合のデジタル化による弊害です。我々大人でも実体験として感じている部分があるとは思いますが、例えば視力に関する問題や運動不足などですね。学校の現場にて、もし現状を既に把握出来ているものがあれば知りたいです。心身に関することや家庭での使い方に関することでも構いません。

議長（板寺正範君）

答弁を求めます。

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

議員がおっしゃっているのは、児童生徒のICTの使用による長期的な問題についてのご質問であると認識させていただきます。

まず、ICTの活用により、子供達の安全性に問題があると考えられます。つまりインターネットを活用することによって、教師や保護者の目が行き届かない場所で犯罪やトラブルに巻き込まれるケースがあります。具体的には、SNSで知り合った人とオフラインで会い犯罪に巻き込まれる、SNSによるいじめが発生するなどが考えられます。各学校においては、その使用の仕方、情報モラル等について定期的に指導をしているところです。

また、スマートフォン等の過剰な使用により、睡眠不足、学力の低下、ゲーム依存、脳機能への障害、体力低下、視力低下、コミュニケーション能力の低下など、健康被害や能力低下が起こる可能性があります。この問題は、学校だけでは解決いたしません。教育の原点は家庭にあります。また、スマホ等の機器を与えるのは保護者でありますので、家庭での教育が最も重要と考えます。各学校においては、子供達だけではなく、保護者に向けて千葉県教育委員会が作成した学校から発信する家庭教育支援プログラムを用いて、家庭でのルールの決め方などの啓発をしているところです。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

今、家庭においても、小学校のうちから専用のスマートフォンやパソコンを持っていることは、もはや珍しいことではなくなっています。まさにそういった環境の中で、睡眠障害というのも一つ大きな問題になっています。厚生労働省の情報でも、最近では寝るべき時間に眠らない、眠くても眠れない子供が増加しているとのことです。現代っ子の実に四、五人に一人は睡眠習慣の乱れや睡眠障害など、何らかの睡眠問題を抱えているという現実です。これはスマホやタブレットからのブルーライトや画面が素早く切り替わることでの過剰な刺激によるところも多いようです。

加えて、ゲームやインターネットでの動画鑑賞をしている子も多い現状です。日

本の小中高生は、世界的に見ても最も夜更かしをしていることで有名なようです。高校生ぐらいまでは毎日8時間から10時間ほど寝るのが良いそうですが、恐らくこれだけ毎日寝ているという子は少ないのではないのでしょうか。

最新の研究によれば、朝型か夜型かというものも、実は生まれた時に決まっているということですので、もともと夜型の子が、学校でも家でも、もしデジタル機器を使えばどうなるのかなど、ちょっと怖いところですが、これはもちろん使う程度の問題ですけれども、何の知識もない子供達が、自ら制限をして使うというのは難しいのではないかと思います。

スマートフォン、タブレットは、そもそも作り手側がいかに依存させるかということで注力して開発しておりますから、それに準じて進化してきているという事実もありますので、使い方に関しての啓発は、現状やはり、やってやり過ぎることはないのかなと思います。

睡眠障害、運動不足、視力の低下、ストレートネック、呼吸が浅くなることでの読解力の低下、それから年齢にかかわらず、物忘れが多くなるというデジタル健忘症、挙げれば切りがありません。子供のうちにネットの使用頻度が高いと、脳の発達が遅くなるという、まさに悪影響を与えるという研究結果も最近出てきました。

ここまで言うと、私自身がデジタル化に対して真っ向から反対しているように聞こえるかもしれませんが、もちろんそうではありません。こういった機器から余りにもたくさんの恩恵も得ているわけですから、その分、デメリットや弊害をしっかりと認識することが大事だということが言いたいわけです。

そして、認識のもとに、そのマイナス面をいかにして未来ある子供達から遠ざけられるか、それも今の時代に求められている教育だと思います。依存している大人達、まさにマイナス面を大いに受けている大人を、子供達は赤ちゃんの頃から見て育っているわけです。子供達の啓発に終わらず、根気強く、保護者の方達にも訴えていくことが、結果として子供達のためになるのではないのでしょうか。

ちなみに先程答弁の中にありましたが、その啓発に関しては、どのような方法で行っているのでしょうか。

議長（板寺正範君）

答弁を求めます。

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

学校でのPTA集会や東庄町PTA連絡協議会主催の教育講演会など、保護者が集まる機会に話をしたり、資料を配布したりして配布を行っております。

以上です。

議長（板寺正範君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

恐らく資料だけだとなかなか効果的な啓発が難しいと思いますので、集会や講演会での啓発を引き続き行っていただければ幸いです。

この質問をするためにいろいろと調べましたが、やはり便利であればあるほど、その代償も大きいなど改めて実感しました。使い方を誤れば、本当に怖い事態になります。まだデジタル機器による長期的な調査が十分ではないだけに、ICT教育に関する成果や実態を注視して、しっかりと把握していただければと思います。

続いては質問要旨の2、ふるさと教育の今後ということでお伺いたします。

以前、この議場にて行われた教育に関する会議の中で、ふるさと教育についての議論がありました。このふるさと教育の意義に関して、文科省は心の教育の充実・発展のためと位置づけております。これは後の質問にもつながってきますけれども、少子化が進む中、いかにふるさとに根差した教育環境を整えられるのかが課題になると思います。

自治体に応じた独自の教育と言い換えてもいいかもしれません。

会議の際、いただいた資料の中に、ふるさとへの愛着と誇りを醸成する教育の充実とありましたが、これまで具体的にやってきたこと、これから行おうとしていることがあれば教えてください。

議長（板寺正範君）

答弁を求めます。

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

それでは、具体的にどんなことを行っているかについてお答えいたします。

ふるさと教育とは、地域の教育資源を生かした教育活動と定義しております。東庄町には、豊かな自然、受け継がれてきた歴史や文化、地域の人材などが豊富です。

これらを生かし、ふるさとへの愛着や誇りを更に高めていくことが重要です。各学校においては、地域の方々と触れ合いながら、歴史学習、自然体験、社会体験等を通じ、子供達に地域社会の一員としての自覚を持たせるなど、社会性を育んだ協力に力を入れています。

具体的には、小学校において、地域の伝統・文化に触れたり、地域の方々との交流する機会を設けたり、体験的な活動を行っています。中学校では、東庄学と称し、生徒の興味、関心に応じ、東庄町を学ぼうをテーマに東庄町の歴史・自然・農業・工業・商業などの学習活動を充実させています。

また、東庄町は鎌倉幕府を開いた源頼朝の挙兵と鎌倉幕府の成立に貢献した東胤頼が領した土地です。その一族は、武家でありながら和歌の才能に優れた家柄でもありました。このことから、小中学校において、歴史やかるた・百人一首・和歌などを小中学校の教育課程に位置づけた東庄町ならではの教育を進める計画をしているところです。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

新たな試みとして、歌や歴史など、東庄ならではの文化的教育を実践する計画があるとのこと、これはとても素晴らしいことだと思います。

私自身、お恥ずかしながら、議員になってから知る東庄の歴史や魅力というものがたくさんありました。これをもっと小さいうちに知れていればよかったなど感じる場面も少なくありません。それこそ先日行われた浪曲会での東氏の歴史などもそのうちの一つです。やはり小さいうちにふるさとの魅力を実感出来るということは、大人になって、東庄町に残る、あるいは戻ってくるといったことに直結すると思います。その意味でも、かなり重要な教育の一つではないのかなと思います。

ちなみに子供達がふるさと東庄に対して、どのような認識を持っているのか、実態調査のようなことをした過去はありますか。

議長（板寺正範君）

答弁を求めます。

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

子供達がふるさと東庄をどう認識しているか把握しているのかお答えいたします。

町では、第6次東庄町総合計画後期基本計画を策定するにあたり、令和2年度に東庄町の今後のまちづくりのための町民アンケート調査を実施いたしました。その調査の中で、町への愛着について問いかけたところ、10代の方で東庄町に愛着を感じていると、やや感じていると答えた割合が80%と高い値となっており、子供達が町に愛着を感じていることが伺えます。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

愛着という視点に立てば、多くの子供達が東庄に対して良い感情を抱いているということです。が、ただ、やや感じているという回答は、ちょっと気になるころではありますけれども、少なくとも私は田舎ならではの人のつながりや住みやすい気候、そして環境、そういったところがとても魅力的で、地元に残って生活する道を選びました。変な言い方かもしれませんが、ほど良い田舎であると感じております。ただ、若者の転出は、これからも大きな問題になるのではないかと思いますので、子供達に東庄町の魅力をこれまで以上に受け止めてもらえるように、我々議員含めて努力していかねばなりません。是非、この80%という高い数値をキープして、出来れば向上させていきたいなと思っております。

続いて、質問要旨の3ですが、部活動の地域移行の進捗に関してお聞きいたします。

学校生活と部活動は、セットのように考えられてきましたが、先生方の働き方改革など、社会の変化でその在り方が変わってきました。とはいえ、成長期の子供達にとって部活動が果たす役割は大きなものがあると思います。その部活動の地域移行が議論されて、一定程度、経ちますけれども、進捗具合はいかがでしょうか。保護者の方から不安の声をよく耳にしますが、併せて、地域移行に関して予想される課題や問題などがあれば教えてください。

先程の山崎議員と多少かぶる部分があるのですが、ご容赦ください。

議長（板寺正範君）

答弁を求めます。

生涯学習担当課長、郡伸明君。

生涯学習担当課長（郡 伸明君）

それでは、地域部活動移行の進捗状況及び課題と問題についてお答えいたします。

議員がおっしゃるように、成長期の子供にとって、部活動が果たす役割はとてもの大きなものです。しかしながら、急激に加速する少子化、顧問の不足、増加する教師等の超過勤務等により、学校部活動の維持が困難となっているという現状があります。

国は、令和5年度から令和7年度末までを改革推進期間と定め、地域の実情に応じて、子供達が継続してスポーツ・文化芸術活動に触れられる環境を整備するよう、各都道府県及び市区町村に求めています。

こういった動きを受け、東庄町教育委員会でも千葉県教育委員会からの通知にのっとり、本年度、バドミントンの地域クラブ活動の協力を得て、バドミントンクラブ活動への移行を行いました。令和6年度から7年度にかけては、卓球をはじめ、その他、複数の地域クラブ活動との協力により、休日のクラブ活動への移行を進めてまいりたいと考えております。

また、地域クラブ活動への移行には、指導者の確保や大会の参加など、様々な問題がありますので、その問題を解決するため、東庄町教育委員会では、地域部活動検討委員会を設置し、様々な立場の方々からのご意見をいただき、本町にふさわしい地域連携、地域移行の在り方を検証しているところです。

私からは以上です。

議長（板寺正範君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

国や県でも移行の目安が徐々に変わってきているようですが、東庄町でも少しずつ着手しているということですね。ちなみに地域部活動検討委員会の構成メンバーというのはどういった方々なのでしょうか。

議長（板寺正範君）

答弁を求めます。

生涯学習担当課長、郡伸明君。

生涯学習担当課長（郡 伸明君）

地域部活動検討委員会の構成についてお答えいたします。

地域部活動検討委員会の構成は、東庄町スポーツ推進審議会の代表、東庄町スポーツ協会の代表、東庄町スポーツ少年団の代表、東庄小学校校長、東庄中学校校長、東庄小学校保護者代表、東庄中学校保護者代表、東庄町教育委員会教育課長、同じく生涯学習担当課長、学識経験者の10名で構成されております。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

ありがとうございます。先程も申したように、保護者の方でもかなり不安に思っている方がいらっしゃるようでしたので、改めて確認させていただきました。

メンバーは、そうそうたる方々で議論をしてくださっているようなので、引き続き子供達のために議論を重ねていただければと思います。

学校での部活動では、どうしてもスポーツ系のものが多くなりかちですけれども、スポーツが苦手な子も一定数おりますし、何ととっても文化のまち東庄とうたっておりますので、文化系の部活動も充実させていくべきなのかなと考えております。時間はかかるでしょうけれども、着実に進んでいくことを期待しております。

続いては、質問要旨の4、学校給食の廃棄に関してお伺いいたします。

以前、給食センターを見学させていただきましたが、素晴らしい設備のもと、子供達に給食を届けられていることに改めて感動いたしました。しかし、学校給食に関しては、どうしても残菜の問題が出てきます。令和4年度で言えば、残菜は計12トンほどと聞きました。この数字だけで多いのか少ないのか簡単に結論は出ませんけれども、事実として、このような数字が出ているようです。この実態、この数字を子供達は知っているのでしょうか。

また、残菜はどのように処分されているのでしょうか。

議長（板寺正範君）

答弁を求めます。

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

ご質問の残菜の実態を子供達は知っているのかということですが、給食センターでは、その実態を示しておりません。学校給食は、栄養教諭が文部科学省の学校給食摂取基準に基づき献立を作成しています。体の組織を作る食材、体の調子を整える食材、エネルギーになる食材をバランスよく入れて、かつ年齢に応じた栄養価を摂取出来るよう考えられております。

また、残菜を減らす試みといたしましては、新しい献立を取り入れる・栄養教諭の給食時の訪問回数を増やす・学級担任が活用しやすい指導資料の発信などの取組を現在行っています。今後は、家庭科等の学習内容に合わせ、学級担任や教科担任と栄養教諭が連携した指導をする際に、残菜の量を示しながら、学校給食を教材として活用してまいります。

なお、残菜処理方法についてですが、水分を取り除いた後の固形物を可燃ごみとして廃棄しております。近隣の銚子市、旭市、匝瑳市、多古町、神崎町も、本町同様に残菜は可燃ごみとして廃棄しております。

なお、香取市においては、学校給食センターの敷地内の処理施設で残菜を堆肥化し、佐原清掃事務所に搬入して、市民の希望者に無料で配布しております。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

今のところ残菜の量を子供達は知らないということですが、知ればきっと減らす努力にもつながると思いますので、是非お願いしたいところであります。

それから、当たり前の話ですが、給食の量がきちんと計算されて作られている以上、成長に関して必要な量であるということですから、当然、残さないのが一番いいことなのかなと思います。残念ながら、現状では残菜そのものは廃棄ということですが、香取市のようにいずれは有意義に使えるようになれば理想なのかなと思います。世間ではSDGsが叫ばれておりますけれども、そもそも本来の日本人的感覚を取り戻せば、作っていただいたものに感謝をして、出来るだけ残さないということは当たり前になるように思います。この当たりの感覚は、食育だけにとどまらず、大人になって様々なところで生きてくるはずなので、SDGsだからではなく、人として当たり前のことをしようという感覚で東庄の食育が進む

ことを期待しております。

続いて、質問要旨の5、少子化時代の今後の教育についてお伺いいたします。

最初の質問でも申しましたけれども、東庄町でも少子化が起きております。国の推計では、11年も早く出生数が80万人を下回ったとのこと。減っていくことに歯止めをかける政策ももちろん重要ですが、減ってしまうことを受け入れた上で、我が町ならではの教育に力を注ぐことも選択肢としてはあるのかなと思います。

そこで、まず現状把握として、令和6年度のこども園・小学校・中学校・それぞれの人数を教えてください。また、今後の子供の減り方の予測は立っているのか、併せてお聞きいたします。

議長（板寺正範君）

答弁を求めます。

教育課長、宇ノ澤修君。

教育課長（宇ノ澤修君）

それでは、ご質問の令和6年度のこども園・小・中学校の在籍予定人数についてですが、令和6年2月21日現在で、こども園が63名、小学校が470名、中学校が264名となっております。

また、クラス数につきましては、こども園が2クラス、小学校が、新1年生と新6年生が2クラスで、残りの学年が3クラスずつとなっております。中学校は、全学年3クラスの予定です。

次に、今後の子供の減り方の予測についてですが、令和5年12月1日時点の住民基本台帳人口の0歳児から5歳児までの人口から算出した人数推移を見ますと、小学校では令和13年度に全学年2クラスで児童数296名。中学校では令和16年度に全学年2クラスで生徒数168名になる見込みです。あくまでも今現在、東庄町に住民登録されている人数をもとに算出した数で予測しており、転入出や児童養護施設、香取学園に在籍している児童生徒数は加味しておりません。

いずれにしても、多少の増減があるにしても、年々減っていく傾向には変わりはないものと考えております。

以上で答弁を終わります。

議長（板寺正範君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

承知いたしました。私が小学校の頃は、笹川小学校だけでも350人ぐらいたように記憶しております。それでも、それ以前から比べると少ないと言われることもしばしばでした。それが、令和13年度には、小学生は300人を切る見込みですから、これはかなり覚悟をしなければいけないのかなと思います。

ただ、こども園、小学校、中学校がそれぞれ一つと、先程も申したとおりで、小さい町だからこそ出来ること、実践しやすいことというのはいろいろあるのかなと思います。それらを実践するために、まず必要なのは、町の将来に対して危機感を持つことや、多くの課題を解決していくための意気込み、もっとはっきり言ってしまうと、覚悟ではないでしょうか。きれいごとを言うつもりはありませんけれども、まずはやはり気持ちや、やる気が必要なのかと思います。それが大前提となって初めて実のある政策が現れるのかなと、我々議員を含めて、町の存続がかかっているという意識で取り組むべきことが少子化時代の教育なのかなと思います。

まず、町として、大変恐縮ではありますが、教育長にその意気込みをぜひお聞き出来ればと思います。

議長（板寺正範君）

答弁を求めます。

教育課、石橋宏克君。

教育長（石橋宏克君）

それでは、少子化時代の今後の教育について、私の見解について述べさせていただきます。

議員がおっしゃるとおり、町の将来に対して危機感を持つことや、多くの課題を解決するための意気込み、やる気は当然必要です。特に少子化が教育に及ぼす影響は計り知れません。例えば、子供が切磋琢磨する機会が減少します。良い意味での競争心が失われます。親の過保護、過干渉が考えられます。子育ての経験や、その知識の伝承が難しくなるということも考えております。学校行事や部活動が成立しない、そういったことも考えられます。様々な問題が生じる。そういった予想が出来ます。しかしながら、この問題は教育だけでは決して解決することは出来ません。行政はもちろんのこと、社会全体で解決しなければならない大きな課題であると認

識しております。

そこで私は、子供は地域の宝であり、地域全体で子供を育てていくということが大切であるということを再度強調させていただきます。地域全体で子供を育てていくには、町民全体の理解と協力が不可欠です。そこで、教育委員会、教育関係者はもとより、東庄町、地元企業などの積極的な取組が求められるとともに、様々な立場で議論が必要となります。その一つとして、教育委員会では、本年度、東庄町立小中学校学校運営協議会、いわゆるコミュニティースクールを立ち上げ、町議会議員を含めた様々な立場の方々が委員、オブザーバーとして関わり、活発な議論を行い、地域全体で子供達を育てていくという機運を高めております。

私は、就任当初から、東庄の子供達のためにということを心に秘めながら、東庄の教育を進めてまいりました。今後も子供達が東庄町に誇りを持ち、夢を抱きながら、未来を切り開く児童生徒の育成、これを念頭に置きながら、東庄町の教育行政に邁進していく所存でございます。

以上です。

議長（板寺正範君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

教育長、ありがとうございます。今のお言葉から、熱い思いや覚悟が感じられました。まさに今、挙げられたような問題は既に起きております。しかもかなり根深い問題です。我々大人が、便利なものに頼りっ放しで考える力を失ってしまえば、子供達の未来はありません。地域全体で知恵を絞り合って、町の宝である子供達のために議論してまいりましょう。

自分に子供がいる、いない、それすらも取っ払っての議論が必要なのかなと思います。町長、教育長、そして我々議員がその先導を担わなければなりません。町の成長、ひいては国の成長も今の教育の在り方に関わっているととっても過言ではないのかなと。今後はより一層議論を深めて、一丸となって教育の諸問題の解決に当たれば幸いです。

次は、質問事項の2に移ります。

地域防災の在り方ということで、質問要旨の1、各地区での災害対応に関する取組に関して伺います。

今年は、元日からあのような災害が起きてしまいました。まさに災害はいつ起きるか分からない、そう痛感させられました。また、ここ最近では、千葉県東方沖で地震活動が活発化しております。近々震度5弱程度の地震が来るかもしれない、そういったニュースも耳にします。また、備えによる買いだめから、ミネラルウォーターが買えなくなっているというところもあるようです。それこそ鎌倉時代の古典である方丈記にも地震についての記述があります。人間は実際にこういった地震などが起きないと、なかなか危機感を持ってないものですし、起きても少し経てば忘れてしまう。これはその方丈記の800年くらい前から変わらないようです。つまり、どんな時代も人間はそういった、分かっている、どうしても備えを怠ってしまうということなのだと思います。

翻って、今、まさに考えるべき状況にあると思いますので、この機会に災害時における地域の役割についてお聞きしたいと思います。

今回起きた能登半島地震でも、ニュースを見ていると、地域住民の方々が横でのつながりで声を掛け合っている様子が度々映っていました。地方においては、都心部に比べていかに横のつながり、つまり地域での連携がうまく出来るかが生存そのものにも大きく影響してきます。それにはふだんの準備がやはり大切だと思います。そこで、平時における各地区と町の連携はどのようになっているのでしょうか。具体的に行っていることがあれば教えてください。

それから、また、災害時に各地区でどのような動きを取れば良いのか、あらかじめ準備をしておかなければ慌ててしまいます。いざという時の地区の対応に対して、町ではマニュアルのようなものを用意しているのでしょうか。

例えば緊急時の初動として、地域ではまずこうした方がいいといった最低限のマニュアルがあると良いと思うのですけれども、いかがでしょうか。

議長（板寺正範君）

答弁を求めます。

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、私の方から各地区での災害対応に関する取組について回答いたします。

まず、災害時における各区と町の連携についてお答えをいたします。

町では、区長さんが交代された毎年2月に区長会総会を開催しております。その

会議の資料として、災害時における各区長さん方のマニュアルとして行政協力員の災害対応についてというものを配布し、協力を依頼しております。

依頼の内容といたしましては、区内の被害状況等の情報収集や区民への避難情報の伝達など、各区と町との連絡調整役を担っていただくということをお願いしております。そのための訓練として、毎年、出水期前、全区長さんにご協力をいただきまして、電話による情報伝達訓練を実施しております。

また、町では、各区を自主防災組織として位置づけており、災害時の活動の指針として、自主防災組織設立運営マニュアルという冊子を配布いたしまして、自主防災組織の体制整備を促進しております。

また、町としても協力する体制を整えているところでございます。

私からは以上でございます。

議長（板寺正範君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君） 自主防災組織の存在は、いざという時に鍵になってくると思います。ただ、なかなか自発的にしっかりと組織が立ち上がるということは難しいようにも感じます。町の方でも協力体制を整えていただきながら、自発性を高められるといいのかなと思います。

そこで恐らく課題になってくるのは、自主防災組織のトップが区長さんだけだと、どうしても1年という縛りがあるため、なかなか安定した組織になりにくいということだと思います。これに関してはいかがでしょうか。何か町から提案のようなものがあれば併せてお聞きしたいと思います。

議長（板寺正範君）

答弁を求めます。

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

議員がおっしゃるように区長さんが1年間の任期内で自主防災組織の体制づくりに取り組むことは課題が多いと感じております。

町では、各区を自主防災組織と位置づけておりますが、それぞれの地域の特性、事情があると思いますので、実態に合わせた自主防災の体制づくりを行っていただきたいと考えております。各地区で区長さんとは別に複数年単位で組織のトップを

選定していただき、活動していただけると良いのですが、地域によっては難しい場合もあろうかと思えます。

町といたしましては、区長さんが交代時にスムーズに引き継げるよう、各地区ごとに簡易なマニュアルが出来ると良いと考えております。各地区の皆様にお示し出来るように、標準的な組織体制、役割などを記載した簡易マニュアルのひな形等も町で検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（板寺正範君）

4番、岩井弘晃君。

4番（岩井弘晃君）

是非マニュアルの件は進めていただければと思います。

地区の防災に関して、知識がある方がいればいいんですけれども、なかなかそういったケースは稀だと思います。こう言うのはなんですけれども、知識がない中で組織を立ち上げた場合に、誤った認識のもとに様々なことが進められてしまう可能性もあります。災害対策の場合、命に関わることですから、責任という意味においても、一住民が率先して何か事を動かすというのは難しいようにも感じます。

町にうまく誘導してもらうことで、地域住民との連携を強め、もしもの時に備えていければと思います。

町内には恐らく1981年5月以前の建築基準法による、いわゆる旧耐震基準の家屋も多くあると思います。家を建て替えたり引っ越すことは容易には出来ませんし、今回は地震を取り上げて防災に関してお聞きしましたけれども、その他の災害もあります。教育同様に防災に関しての啓発も強化し、住民の意識を一層高められればいいなと思っております。

以上で一般質問を終わりにいたします。

議長（板寺正範君）

以上で岩井弘晃君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後2時からとします。

（午後 1時48分 休憩）

（午後 2時00分 再開）

議長（板寺正範君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第6、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長（板寺正範君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由を申し上げます。

現在、委員としてお願いをしております相馬政則氏の任期が令和6年3月11日で満了となります。適任者でありますので、引き続き委員としてお願いいたしたく、提案させていただいた次第でございます。

ご審議の上、ご同意くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

ここでお諮りします。

ただいま議題となりました同意第1号については、正規の手続きを省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

本案はこれに同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、同意第1号は同意することに決定しました。

日程第7、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長（板寺正範君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員は、法務大臣の委嘱でございますが、人権擁護委員法に基づき市町村長が議会の意見を聞いて推薦することになっております。

この度、高橋依子氏が令和6年6月30日をもって任期満了となることから、引き続きお願いをするというので、候補者として推薦するものでございます。

高橋依子氏は、令和3年7月より人権擁護委員として人権相談や人権啓発にご尽力をいただいております。特に教員としての経験を生かされ、小中学校での人権教室に精力的に取り組んでいただいております。児童生徒の人権意識の醸成に寄与されているところでございます。

高橋氏は大変誠実、また温厚な方で、社会に貢献しようとする意欲旺盛な方でございます。皆様のご意見を賜りますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

議長（板寺正範君）

お諮りします。

ただいま議題となりました諮問第1号については、正規の手続きを省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件はこれを適任とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、諮問第1号は適任と答申することに決定しました。

日程第 8、承認第 1 号、専決処分の承認を求めることについて、東庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長（板寺正範君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

ただいま提出されました承認第 1 号、東庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例の専決処분을求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

令和元年 5 月 31 日に公布された戸籍法の一部を改正する法律が令和 6 年 3 月 1 日から施行されることに伴い、これまで本籍地のみで交付をしていた戸籍謄本等が本籍地以外の市町村で取得可能となるなど、新たな制度による事務が開始されることとなりました。これを受け、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が昨年 12 月 6 日に公布され、戸籍に関する事務手数料が改正されたため、本町の手数料徴収条例の一部を改正する必要が生じました。急を要するので、1 月 31 日に専決処분을いたしましたので、地方自治法第 179 条第 3 号の規定により、専決処分の承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、承認くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

町民課長、香取康成君。

町民課長（香取康成君）

それでは、承認第 1 号、東庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例の内容についてご説明申し上げます。

町長の提案理由にもありましたとおり、令和 6 年 3 月 1 日から戸籍法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、昨年 12 月 6 日に地方公共団体の手数料の標準に関する政令が改正され、戸籍に関する事務手数料の改正が行われたことから、本町の手数料徴収条例について追加された事務及び手数料を規定する等、所要の改正を行うものでございます。

なお、戸籍法改正の主な内容でございますが、3月1日から国が構築しました戸籍情報連携システムの運用が開始されたことから、まず1点目といたしまして、これまで本籍地のみで交付していた戸籍謄本等の証明が本籍地以外でも取得可能となりました。

2点目の改正としましては、これまで婚姻届や養子縁組届などの戸籍届出の際には、戸籍謄本の添付が必要でしたが、こちらが不要となります。

また、3点目の改正としましては、戸籍の電子証明書提供用識別符号の発行が可能となります。この戸籍電子証明書とは、オンラインで行政手続きを行う時に利用出来る電子的に戸籍情報を証明したもので、提供用識別符号とは、行政手続きの申請先に戸籍情報の提供をするために必要となるパスワード、これは3ヶ月有効なパスワードですけれども、こちらとなります。例といたしましては、今後、パスポートの発給申請を行う際に、市町村の発行した識別符号を提供することで申請先の行政機関はこのパスワードを使って戸籍の電子証明書を確認することが出来るということで、これにより紙の戸籍証明書の提出が不要となります。実際に行政機関でこちらの電子証明書を用いた事務が可能となりますのはシステムが整備されてからというふうになりますので、早くとも令和6年度末の運用開始が現在は見込まれているという形となっております。

それでは、手数料徴収条例の改正の内容についてですけれども、資料の新旧対照表に沿って説明させていただきますので、参考資料の1ページをお願いいたします。

初めに、戸籍謄本等の交付にかかる手数料ですが、これまで本籍地のみで発行していた戸籍謄本等が本籍地以外の市区町村でも発行出来る、いわゆる広域交付事務を新たに追加するもので、1通当たりの手数料については変更ありません。こちらの新旧対照表の一番上のところで金額の方も450円となっているところの改正になります。

また、戸籍情報システムから発行する磁気ディスクをもって調整された戸籍に記載されている事項の全部もしくは一部を証明した書類を戸籍証明書として定義しております。

続いて、その次の2段目に移りますけれども、こちらについては戸籍に記載した事項に関する証明書の部分ですけれども、内容についての変更等はございません。

続きまして、次の段に移りまして、新たに新設するものとなりますが、先程説明

いたしました戸籍電子証明書提供用識別符号の発行について、識別符号1件につき400円とするものとなります。また、文中の括弧書きされたものですが、手数料を徴収しない場合を規定するものということになります。

まず、一つ目としまして、スマートフォンなどマイナポータルを利用して識別符号を請求し、発行を行う場合。また、二つ目としては、市区町村の窓口で紙の戸籍証明書の請求と同時に同じ内容の戸籍電子証明書識別符号を請求する場合。この2件については手数料を徴収しない場合となります。

続いて、次の2ページをお願いいたします。

除かれた戸籍謄本等についても戸籍謄本等と同様に広域の交付事務が新たに追加され、1通当たりの手数料、こちら750円、この部分には変更はございません。また、戸籍情報システムから発行する磁気ディスクをもって調整された除かれた戸籍に記載されている事項の全部もしくは一部を証明した書面を戸籍証明書と定義しております。

次の段に移りまして、こちら除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書にかかる部分ですが、こちらの部分についても変更はございません。

次の段に移りまして、新たに新設するものになりますが、除籍電子証明書提供用識別符号の発行について。識別符号1件につき700円と定めるものです。

また、括弧書きにおいては、手数料を徴収しない場合の規定をしております。

次に移りまして、現行の戸籍届出書の受理証明や記載事項証明に加え、電子化された戸籍の届出書等の情報の内容証明書の交付事務が新たに追加されるもので、1通当たりの手数料については変更はございません。

次の3ページをお願いいたします。

一番最後になりますけれども、現行の戸籍届出書の閲覧に加え、電子化された届出書等の情報の内容を表示したものの閲覧に供する事務を追加したもので、1件当たりの手数料に変更はございません。

最後に附則の説明をいたしますので、恐れ入れますが議案書の9ページにお戻りいただきたいと思っております。

附則において施行期日を定めております改正戸籍法の施行日と同じ、こちら令和6年3月1日とするものでございます。

以上で説明を終わりにいたします。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号、専決処分の承認を求めることについて、東庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、承認第1号は承認することに決定しました。

日程第9、承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、令和5年度東庄町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（板寺正範君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、承認第2号、令和5年度東庄町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めることにつきまして提案理由を申し上げます。

本案件は、物価高騰に伴う低所得世帯に対する支援として価格高騰支援給付金事

業について早急に事業を実施するため予算を編成したものであります。

補正内容でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,283万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ75億2,689万2,000円としております。

議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和6年2月20日に専決処分とさせていただきますので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、承認くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

企画財政担当課長、加瀬博子君。

企画財政担当課長（加瀬博子君）

承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、内容の説明を申し上げます。

令和5年度東庄町一般会計補正予算（第6号）につきまして、令和6年2月20日に専決処分を行いましたので、承認を求めるものでございます。

先程、町長の提案理由にもありましたとおり、物価高騰に伴う低所得世帯に対する支援として価格高騰支援給付金事業について計上したものとなります。

初めに、歳出予算から申し上げますので、議案書の16ページをお願いいたします。

3款・民生費、1項10目・物価高騰対応重点支援給付金、均等割のみ課税世帯及びこども加算分、3節・職員手当等5万円。こちらは給付事業に係る職員の時間外勤務手当となります。

10節・需用費23万2,000円、給付事業に係る消耗品です。

11節・役務費16万2,000円、通知書の郵送料及び口座振込手数料です。

12節・委託料64万3,000円、給付事業に係る事務委託料及びシステム導入委託料です。

18節・負担金補助及び交付金4,175万円、こちらは価格高騰支援給付金の給付となります。住民税均等割のみ課税世帯への給付金につきましては、1世帯当たり10万円、310世帯への支給を見込んでおります。こども加算分につきましては、非課税世帯や均等割のみ課税世帯への給付加算として18歳以下の子供一人

当たり5万円、215人分の支給を見込んでおります。

次に、歳入について申し上げます。15ページをお願いいたします。

歳出で説明いたしました全額につきまして、国庫支出金で賄うものとなります。

15款・国庫支出金、2項1目・総務費、国庫補助金の6節・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4,283万7,000円、歳出補正の民生費で申し上げます、価格高騰支援給付金事業に対する交付金となります。

以上で専決処分による一般会計補正予算（第6号）の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、承認くださいますよう、お願いいたします。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。承認第2号、専決処分の承認を求めることについて、令和5年度東庄町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、承認第2号は承認することに決定しました。

日程第10、議案第9号、東庄町空家等の適正管理に関する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（板寺正範君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第9号、東庄町空家等の適正管理に関する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

日本各地で少子高齢化に伴う人口や世帯数の減少により、空家も年々増えております。このため、国では地域住民の生活環境等の保全のため、空家等対策の推進に関する特別措置法を平成26年11月27日に公布をいたしました。

また、今後も空家は増加していく見込みのため、周辺に悪影響を及ぼす前の対策を強化する必要があるとし、空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律を令和5年6月14日に公布をいたしました。

本町においても法に定めるものの他、必要な事項を定めることにより、町民の安全及び良好な生活環境等の保全に寄与することを目的として、本条例を制定するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

それでは、議案第9号、東庄町空家等の適正管理に関する条例を制定することについての内容の説明を申し上げます。

お手数ですが、議案書の20ページをお開きください。

町長の提案理由でも申し上げましたが、本町でも人口や世帯数の減少により、年々空家が増えてきております。その対策として、本条例は空家対策特別措置法に定める他、空家等の適正な管理に必要な事項を定めるものでございます。

それでは、主なものについてご説明をいたします。

第1条は本条例の目的を、第2条では用語の意義について定めております。

第3条では、空家等の所有者等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう空家等の所有者等の責務について定めております。

第4条では、空家等対策計画の作成及び計画に基づく空家対策の実施など、町の責務について定めております。

第5条では、管理されていない空家の情報提供や町の空家対策の協力など、町民等の役割について定めております。

21ページをお願いいたします。

第6条では、空家等対策計画の作成や実施等に関して協議する東庄町空家等対策協議会の設置について定めております。

協議会は、倒壊等著しく保安上危険となる恐れがある状態などの特定空家等の認定や特定空家等への措置などを調査、審議いたします。

第7条では、特定空家等に行う立入調査等について定めております。

第8条では、放置すれば特定空家等となる恐れがある管理不全空家等の所有者等に対して、町が行う指導、または勧告について定めております。

なお、勧告を受けた管理不全空家等は固定資産税の住宅用地特例は解除されます。

第9条では、特定空家等の認定について定めております。

22ページをご覧ください。

なお、第9条第5項では、特定空家等の勧告をしても改善されない場合の命令措置、命令しても履行しない場合の行政代執行等、あらかじめ協議会で協議をしなくてはならない事項について定めております。

また、第9条第6項では、特定空家等が切迫した状況により緊急措置を行う場合は、緊急措置後の協議会への報告について定めております。

第10条第1項では、緊急安全措置として特定空家等と限らず、空家等が倒壊、崩落等で身体や財産に対する甚大な被害や損害を与えるような場合は、町が所有者等に代わり必要最低限の措置を講じることが出来ることを定めております。

23ページをお願いいたします。

第11条では、本条例は民事による解決を妨げないことを定めております。

第12条では、警察等の関係機関との連携について定めております。

第13条では、規則への委任について定めております。

最後に附則ですが、この条例の施行日は令和6年4月1日と定めております。

以上で説明を終わりといたします。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

11番、高木武男君。

11番（高木武男君）

現在の空家と、それから特定空家、これの数についてお聞きしたいのですが。

議長（板寺正範君）

まちづくり課長、鈴木秀樹君。

まちづくり課長（鈴木秀樹君）

令和6年度、来年度に空家計画を定めるために空家等の調査等を行う形になります。その調査等で空家等の数や特定空家等に該当するような件につきましては、立入調査等を行いまして、それによって協議会で審議していただいて、認定していく形となりますので、現段階については把握しておりません。

以上です。

議長（板寺正範君）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから議案第9号、東庄町空家等の適正管理に関する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第10号、東庄町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例を

制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長（板寺正範君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第10号、東庄町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

本案は、設置根拠法令であります地方青少年問題協議会法の改正により必置規定が撤廃され、東庄町青少年問題協議会を解散するため、本設置条例を廃止するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

生涯学習担当課長、郡伸明君。

生涯学習担当課長（郡伸明君）

議案第10号、東庄町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例を制定することについて内容の説明を申し上げます。

本条例につきましては、地方青少年問題協議会法、昭和28年法律第38号により地方自治体において青少年問題協議会の設置が義務づけられていましたが、平成11年の法改正で設置義務から任意設置になり、要件が緩和されました。

また、昨今の青少年を取り巻く問題は、従来のような、いわゆる非行問題とは異なり、情報化社会の発展に伴うSNSのトラブル、いじめ、貧困、不登校、児童虐待など、問題が多様化し、複雑なものとなってきています。

これらを踏まえ、生徒指導地域推進委員会、民生委員、学校長、教育委員会の合同会議、子ども・子育て会議、学校警察連絡協議会など、様々な協議会や会議が設立され、具体的な話し合いが持たれている状況です。以上のことから、青少年の非行問題に重点を置いた当協議会の役割は終えたものと考え、本条例の廃止をするものです。

また、本条例の廃止に伴い、当協議会委員の報酬が規定されている特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正いたします。

参考資料の4ページの新旧対照表をご覧ください。

東庄町青少年問題協議会設置条例の廃止に伴い、特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の別表1中の青少年問題協議会を削除するものです。

なお、12月1日に開催されました臨時議会におきまして、議会選出により青少年問題協議会委員が選出されておりますが、この条例が廃止されますと、委員の職務はなくなることとなります。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから議案第10号、東庄町青少年問題協議会設置条例を廃止する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第11号、東庄町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長（板寺正範君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第11号、東庄町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を制定することについての提案理由を申し上げます。

今回の改正は、令和5年6月に根拠法であります行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（板寺正範君）

総務課長、堀江弘之君。

総務課長（堀江弘之君）

それでは、議案第11号、東庄町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、内容の説明を申し上げます。

町長の提案理由にもございましたが、今回の改正は行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法等の改正に伴うものでございます。

法改正により個人番号の利用範囲が拡大されたことに伴い、本条例で同法を引用している部分について所要の改正を行うものでございます。

それでは、参考資料の5ページをお願いいたします。

マイナンバー法の改正により、同法の別表第2が廃止され、同法に規定されていた特定個人番号利用事務及び利用特定個人情報同法第19条第8項に定義されたことに伴い、本条例の第2条の定義及び第4条の個人番号の利用範囲について規定を改定するものでございます。

議案書の27ページにお戻りください。

附則の施行日ですが、本条例改正はマイナンバー法の改正を踏まえたものであるため、マイナンバー法の一部改正法の施行日とするものでございます。

なお、デジタル庁が示すマイナンバー法等の一部を改正する法律の施行日については、令和6年5月末頃とされております。

以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（板寺正範君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

これから議案第11号、東庄町行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、議案第11号は原案のとおり可決されました。

ここでお諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（板寺正範君）

ご異議なしと認めます。

従って、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。明日、3月6日の会議は定刻に参集願います。ご苦勞

さまでした。

(午後 2時46分 散会)